

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第2号)

平成25年9月2日

1. 出席議員

1番	川上 裕 議員	2番	毛 受 明 宏 議員
3番	近 藤 千 鶴 議員	4番	近 藤 善 人 議員
5番	近 藤 恵 子 議員	6番	藤 江 真 理 子 議員
7番	近 藤 郁 子 議員	8番	三 浦 桂 司 議員
9番	一 色 美 智 子 議員	10番	杉 浦 光 男 議員
11番	早 川 直 彦 議員	12番	山 盛 左 千 江 議員
13番	平 野 龍 司 議員	14番	平 野 敬 祐 議員
15番	村 山 金 敏 議員	16番	安 井 明 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	前 山 美 恵 子 議員	20番	伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長 浜 島 吉 孝 君 議 事 課 長 石 川 晃 二 君
議事課長補佐 馬 場 秀 樹 君 庶務担当係長 濱 島 早 代 江 君
兼議事担当係長
議 事 課 主 査 花 井 悟 之 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	行政経営部長	伏 屋 一 幸 君
市民生活部長	石 川 順 一 君	健康福祉部長	原 田 一 也 君
経済建設部長	横 山 孝 三 君	消 防 長	成 田 泰 彦 君
教 育 部 長	津 田 潔 君	企画政策課長	小 串 真 美 君
財 政 課 長	吉 井 徹 也 君	総務防災課長	相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長	浅 田 利 一 君	保険医療課長	加 藤 賢 司 君
都市計画課長	堀 田 彰 君	環 境 課 長	土 屋 正 典 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	深 谷 義 己 君	監査委員事務局長	阪 野 正 男 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

早川 直彦 議員
平野 龍司 議員
藤江真理子議員
近藤 善人 議員
一色美智子議員

6. 本日の会議に付した案件
議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序は、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序で行います。

また、発言時間については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきます。

なお、質問は、一問一答方式及び一括質問一括答弁方式による質問が併用されますので、当局の職員においても、質問内容に従って的確に簡潔に答弁されるよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

最初に11番 早川直彦議員、質問席にて質問願います。

No.3 ○11番(早川直彦議員)

それでは、一問一答方式による一般質問を始めます。

通告では、今後の防災の取り組みや周知についてが、1番目の通告となっておりますが、先に2番目の職員の健康管理(禁煙)について質問させていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

平成 23 年第4回定例会と平成 25 年3月定例月議会において、庁舎内禁煙に関する一般質問を実施しました。

しかしながら、一向に庁舎内禁煙の実施には至っておりません。

本年7月24日に「延ばせ健康寿命、とよあけ健康21計画(第2次)に向けて 安全で安心して暮らせるとよあけまちづくり」の講演で、あいち健康の森健康科学総合センター長

津下一代氏が講演されました。

その中で、たばこがもたらす健康被害や健康寿命の低下について話されました。

このことに踏まえ、質問します。

まず1番目、津下一代氏の講演を聞いて、たばこについての健康被害や健康寿命の低下について、どのように思いましたか、お聞かせください。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.5 ○健康福祉部長(原田一也君)

豊明市では、「第1次とよあけ健康21計画」においても、たばこについての重点課題として、「公共施設における分煙対策の推進」と「たばこ健康に対する意識の普及」を挙げております。

本年度、「第2次とよあけ健康21計画」を策定するに当たり、7月に津下一代先生をお招きして、講演会を開催いたしました。その中でもたばこががんや脳卒中との関係、喫煙者は非喫煙者に比べ寿命が11から12年縮まるというお話がございました。

喫煙は、がんや循環器疾患など多くの疾患の原因となることや、喫煙者自身のみでなく、受動喫煙による非喫煙者への健康被害の問題等についても、担当課としては十分認識をしております。

このことから、「第2次とよあけ健康21計画」についても、第1次計画に引き続き、喫煙対策について盛り込みたいと考えております。

終わります。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.7 ○11番(早川直彦議員)

今の説明にもありましたが、たばこを吸っている方と吸っていない方の健康寿命が、女性で約11歳、男性で12歳違うというふうに述べられていました。

また、あいち健康の森健康科学総合センターに、この件で私は問い合わせをしました。

たばこを吸っている方で、たばこをやめると健康寿命がどれだけ延びるか、詳しくお聞きしたところ、喫煙を続けた人と比較して、34歳までにやめれば、喫煙者より10年長生きできる。44歳までにやめれば、喫煙者より9年長生きできる。54歳までにやめれば、喫煙者より6年長生きできる。64歳までにやめれば、喫煙者より4年長生きできるのだそうです。

また、津下氏の話の中に、たばこの害というのは、がんや認知症など、大きな影響を受けるといふことも話されておりました。

せつかくのよい話なので、たばこの健康被害について推進していくと、そういうことは可能なのか。

また、第2次とよあけ健康計画の禁煙について、力を入れていく考えはあるか、再度お聞きします。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.9 ○健康福祉部長(原田一也君)

これまでの健康21の取り組みの喫煙に対する重点的なものとしたしましては、当然、喫煙をすると健康被害が考えられるよという知識の普及、それと未成年者の喫煙防止、それとあと受動喫煙の防止、4点目として、喫煙者禁煙支援というような4項目が挙げられておりました、とよあけ健康21につきましても、この国の重点課題の中で、豊明市で取り組めるものは何かということを考えながら、第1次計画は策定してまいりましたので、このあたりにつきましましては、第2次についても、引き続き重点課題として取り組みたいと考えております。

以上でございます。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.11 ○11番(早川直彦議員)

教育部長にお聞きしますが、小中学生のやっぱり禁煙指導というのが、将来の禁煙につながるというふうに言われております。

その辺、健康21を含めて、大人だけでなく、子どものほうに対して、そういう指導というのも考えることは可能なんではないでしょうか、お聞かせください。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.13 ○教育部長(津田 潔君)

子どもたちへの規制の考えであります、これは学校としては薬物、それからたばこの害、そういうものについても、教育指導を行っているところでありますので、十分その辺の教育は可能かと考えております。

以上です。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.15 ○11番(早川直彦議員)

やはり、どの年代も含めて、健康について考えていかないといけないと思います。

それで、2番目の質問に移るんですが、講演には各課の職員の皆さんが出席されましたが、その理由についてお聞かせください。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.17 ○健康福祉部長(原田一也君)

第2次計画では、単に寿命を延ばすのではなくて、日常生活に制限のない健康寿命を延ばすことに重点を置き、この健康寿命を延ばすためには、個人の努力だけではなく、社会環境の整備等が必要であるというふうに考えております。

この2次計画の大きな意味が、そこにあるというふうに捉えております。

この社会環境の整備のためには、健康づくりの部門だけではなく、関係部署等の連携や協力、そして役割分担が必要となります。

このたび、津下先生の講演会においては、市役所関係部署の方々を初め、市民の健康づくり団体の方にも、ご出席をいただきました。

第2次とよあけ健康21計画の狙いを理解していただき、認識の共有を図った上で、計画の策定をしたいというふうに、ご理解とご協力をいただくものでございます。

終わります。

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.19 ○11番(早川直彦議員)

健康のために、やっぱり各課の施策が繋がっていくと思います。

体を動かすとか、地域に出るといことは、健康の基礎だと思います。

それで、各課が一丸となって健康寿命を延ばすということなんですが、それと関連しますが、3番目ですね、職員の健康管理。

当然、職員の方も一生懸命健康管理をされていると思うんですが、その健康管理については、どの課が担当しているのか、お聞かせください。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.21 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

職員の健康管理につきましては、私ども行政経営部の秘書広報課のほうで担当しております。

労働安全衛生法に基づきまして、豊明市職員安全衛生管理規程を設けており、職員の安全及び健康の確保、並びに快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制の整備に努めているところでございます。

以上です。

No.22 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.23 ○11番(早川直彦議員)

まあ人事ですね、秘書広報課が中心となって担当しているということなんですが、津下氏の健康寿命を延ばす話を聞いて、行政経営部長としては、職員の皆さんの健康増進とか健康寿命を延ばすために、禁煙の取り組みについて進めていないのかどうか。

たしか私、前に一般質問をしたときに、約15%の方が、この庁舎内で喫煙されているというふうに記録しているんですが、それから、あえて禁煙を進めるとか、何か行ったのかどうか、その辺をお聞かせください。

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.25 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

その後の取り組みについては、特に具体的にはやっておりませんが、議員のご質問に

も、過去にですね、庁舎内の建物内禁煙についてございましたので、そのことについては、担当と協議をしておるところでございます。

以上です。

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.27 ○11番(早川直彦議員)

たばこを吸わない職員の方のほうが圧倒的に多いですので、その職員の皆さんの健康とか庁舎におみえるなるお客さんですね、市民の皆さんに対する副流煙による非喫煙者の健康被害の防止のためにも、早急に建物内禁煙を進める必要があると考えるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

早急に進めるのか、まだまだ検討するとか研究するとか、その辺はどのような方向で進んでいるのでしょうか、お聞かせください。

No.28 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.29 ○市民生活部長(石川順一君)

建物を管理する側からとしましては、市民の健康管理を図ることが、訪れるお客様に徹底できて、また、利用する市民の方や職員の方に合意形成ができれば、建物内禁煙をしていくことは可能だろうというふうに考えております。

終わります。

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.31 ○11番(早川直彦議員)

合意形成ができれば可能ということなんですが、主流煙よりも副流煙のほうが健康被害が多いと言われております。

県の健康対策課に、愛知県の公共施設の禁煙化率を聞いたところ、こういうものが送られてきました。

これで、平成25年1月現在で、建物内、敷地内も含むんですが、62.2%が、もう禁煙を実施しております。もう半分以上です。

早急に庁舎の2階と4階、2カ所、建物内禁煙を実施することが、もう早急に、もう早い時期にすることができないのか。

合意形成といっても、いつまでたっても合意形成ができなければ、1年でも2年でも3年でもなんですが、本当にもう今年度中にとか、何か日にちを決めてということはできないでしょうか、お聞かせください。

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.33 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

私ども豊明市役所の中では、分煙ということでやっております。

今、議員がご指摘の建物内の禁煙ということにつきましては、やはり先ほどご指摘のように、62.2%という数字も出ておまして、時代の趨勢だろうというふうに考えております。

今後は、先ほどご説明申し上げた衛生委員会の中で、具体的な場所だとかスケジュールを決めて、建物内の禁煙に向けて意見調整を図って、その結果を職員の代表である職員組合とも協議をしなくてはならないというふうに考えております。

そういった協議を何とか年度内に終えて、次の方向性を導きたいというふうに考えております。

以上です。

No.34 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.35 ○11番(早川直彦議員)

方向性を見出していくということなんですが、それで、この庁舎の中には2階と4階の2カ所、喫煙所があるんですが、当然、2カ所を禁煙にするという考え、もし建物内禁煙をするとなれば、その辺はどうお考えなのか、お聞かせください。

No.36 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.37 ○市民生活部長(石川順一君)

先ほど申しましたけれども、職員の意見、それから4階ですと、議会の皆様の意見、これ

を十分にお聞きした上で、進めていきたいというふうに考えております。

No.38 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.39 ○11番(早川直彦議員)

という回答が来るかなと思って、近隣市町の禁煙状況と、各市町の建物内禁煙や敷地内禁煙を進めたときの職員の方々とか議会の対応について調べてみました。

ちなみに、建物内禁煙、順番に言っていきます。東郷町が平成24年6月から、日進市が平成23年4月から、知立市が平成23年1月から、尾張旭市が平成17年4月から、長久手市が平成16年10月から、大府市が平成15年9月から、みよし市が平成15年4月から実施されています。

また、敷地内禁煙、これは瀬戸市なんですけど、平成23年4月より実施しています。

今、説明をした全ての市町は、職員の皆さんも議会も一般の方も全て含めて、建物内禁煙や敷地内禁煙をしています。

問い合わせをした市町に共通していえるのですが、建物内禁煙や敷地内禁煙を進める中で、職員の皆さんや議会の方々に、たばこの健康被害について賛同を得て実施に至っていることを、私は確認をしました。

現在の庁舎内の分煙実施については、本当にたばこを吸わない職員の皆さんとか、一般の市民の皆さんに対する副流煙の健康被害をなくすためにも、もうすぐにでも建物内禁煙をしていただきたいと思います。

また、瀬戸市に問い合わせをしたところ、敷地内禁煙にあわせて、それを契機に禁煙された職員の方もいたとお聞きしました。

職員の皆さんの健康寿命を延ばすためにも、ぜひとも建物内禁煙を進めていただきたいのですが、今までの説明を聞いて石川市長はどのように感じたでしょうか、ちょっとお聞かせ願えますか。

No.40 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.41 ○市長(石川英明君)

まあ各部長がお答えをしたように、私自身も実を言いますと、27のときに、私は非常にヘビースモーカーでたばこを吸っていました。

それをやめた原因が、今の津下さんの話と一緒になんです。NHKのテレビを見て、その

夜、決断をして、次の朝からです、ちょうど7年間、私は27でやめましたからね。

だから、そうしたことを考えると、職員の健康から、また市民の健康、長寿命化を図っていくということを考えると、必然的にです、やはりやめたほうがいいとあります。

ただ、きちっとご理解をいただく中でやるというのが、まあ合議体かなというふうに思っていますので、その辺の手続だけを踏ませていただいて、今回はきちっとした結論を出していきたいというふうに思っています。

以上であります。

No.42 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.43 ○11番(早川直彦議員)

前回とか前々回の一般質問よりも、かなり前進して建物内禁煙について真剣に考えるというふうで、よろしいのでしょうか。

また、検討する、研究する、いつまでたっても、まだ何も報告がないと。まあ衛生委員会で話し合われているかどうかともわからないと、そういう状況じゃなく、本当に一歩二歩でも前に進めるという考えでよろしいでしょうか。

No.44 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.45 ○市長(石川英明君)

そのようにご理解をいただければ、よろしいかなというふうに思っております。

以上です。

No.46 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.47 ○11番(早川直彦議員)

今月号の市長だよりの第25回、第2次とよあけ健康計画にですね、「行政、市民が高い健康マインドを持ち、生活習慣病の発症や重症化予防に全市的に取り組まなければなりません」と書いてあります。

ということは、職員も私たち議員も、それはやっぱり一丸とならなきゃいけないと。そういう意識がなければ、健康計画をつくっても、ただ計画だけだと。

本当にやっぱり職員の皆さんも私たちもそうですが、見本を示して禁煙に取り組むとか、たばこを吸う量を減らすとか、減量に努めるとか、そういう方向に持っていかなきゃいけないと思いますので、その辺、今まで以上に力を入れていただきたいと私は要望して、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2番目に、今後の防災の取り組みや周知についてお聞きします。

愛知県は、本年5月30日に、南海トラフ巨大地震被害想定を公表しました。

豊明市の死者数が、建物内倒壊等で60名、建物の全壊と焼失、揺れで900棟、液状化で40棟、火災で600棟の合計1,540棟で予想されております。

県の被害想定をもとに、今後、新たな豊明市地域防災計画を策定する予定であります。このことを踏まえて、順番にお聞きします。

まず1番目、豊明市地域防災計画についてですが、①今後、どのような形で豊明市地域防災計画を作成していくのでしょうか。

また、今までの地域防災計画と大きく変更する部分というのはあるのでしょうか、お聞かせください。

No.48 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.49 ○市民生活部長(石川順一君)

今回の防災計画の改定は、まず現在、改定作業を行っております地震被害想定を、南海トラフ地震対応へと改定することが、大きな目的でございます。

また、愛知県も、被害想定を見直すことから、県防災計画も改定されると考えておりません。

こうした上位計画への整合ですとか、東日本大震災など、最新の災害における対応などが必要になってくるというふうを考えております。

また、個々具体的には、行政事務のBCP・業務継続計画の検討や、原子力災害対策が必要なのか、帰宅困難者の対策がどうなのか、そういったことがございます。

終わります。

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.51 ○11番(早川直彦議員)

今回の改定は、東日本大震災から南海トラフ、まあ大地震のほうにシフトを移す考え方

を進めていくということなのですが、この改定にあわせて、この計画ですね、この計画の中には水防とか水害の部分も書かれているんですが、その辺については大きな改定は行わないということでしょうか、お聞かせください。

No.52 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.53 ○市民生活部長(石川順一君)

水害予想につきましては、現段階では今のところ未定でございますが、防災計画の中に水害編というものがございまして、水防計画というものもございまして、そういったもの見直し、あるいは改定の検討も必要になってくるのであろうというふうに考えております。

終わります。

No.54 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.55 ○11番(早川直彦議員)

せっかくの大きな改定ですので、全体的に見て直していただきたいなというふうに私はつけ加えておきます。

この、約 600 ページぐらいあるんですが、この防災計画を読むと、これは警戒宣言が発せられた場合の対応が主に書いてあります。

この計画をつくられたときというのは、東海大地震についての対応が書かれているわけなのですが、この当時は地震予知が可能であるという考え方でつくられております。

当然、警戒宣言が発せられた場合というのは、想定することが必要なんですが、東日本大震災以降は地震予知が非常に難しいという判断に変わってきています。

このことから、新たな地域防災計画、現状どおりの警戒宣言が発せられたことを主と考えるのか、それじゃなくて、本当に突然、発生した大地震について主に考えるのか、その辺の考え方はどうなっているんでしょうか、お聞かせください。

No.56 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.57 ○市民生活部長(石川順一君)

これも、ことしの5月の国のほうの作業部会の報告で、予知は難しいかもしれないというようなことがございましたので、警戒宣言が出たときだけの対応ではなくて、そうでない場合、突然起こった場合、そういったものに対しても、十分対応していけるような、そんなような計画にしたいというふうに考えております。

No.58 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.59 ○11番(早川直彦議員)

そうすると、この計画ですね、かなり大きな改定になるのかなと思います。

突然起きたものに対して余り書かれていませんので、その辺も十分検討していただきたいなと思います。

私、この地域防災計画とあわせて避難所運営マニュアルを全部コピーして、何回も何回も精読しました。

この計画を読んで、疑問に感じた部分について今から質問します。

このマニュアルは、大地震とか水害被害が発生した場合に、豊明市としてどうあるべきか、計画どおりに実施できれば、非常によい計画であります。

しかし、このマニュアルの大きな問題点は、発災時にそれぞれの支援活動に対し、誰が何を行うのか、それに対し何人の人が必要なのか。災害時に多くの支援活動をしなければなりません、災害時の支援活動について優先順位をつけていないなど、問題点があることに気づきました。

また、各支援活動を各課が取りまとめているのですが、実際に各課が、この内容を読んで検証とか、内容を精査していない部分があるというふうに私は感じております。

私が気づいた部分を全部ここで指摘すると、もう時間がなくなってしまうので、これは必ず改めなければならない部分について、ちょっとお聞きします。

まず1点目ですが、災害時の広報についてお聞きします。

臨時広報の発行についてですが、この災害防災計画の217ページに、行政経営部長は広報とよあけ災害生活情報を、災害発生後の2日目を第1号として、1日1回ずつ、定期的に発行するように努めるとあります。

本当に東日本大震災クラスの大地震が発生した場合に、これが可能なのでしょうか。

また、これにどれだけの人材が必要と考えているのでしょうか、お聞かせください。

No.60 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.61 ○市民生活部長(石川順一君)

災害時の、この防災計画につきましては、議員の言われるとおり、各課の対応が事細かに書いてございます。

ただ、この計画を策定した当時からは、微妙に役割に変更が生じたり、課によっては、当時より人員が異動して、まあ記載の役割が十分に果たせないというようなこともございましたので、これは来年度の改定時には、各課の意見を十分に聞いて、それぞれの役割を把握して改定していきたいというふうに考えております。

終わります。

No.62 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.63 ○11番(早川直彦議員)

ということなのですが、当然、広報課が災害状況を出せるように準備はしていると思うんですが、行政経営部長に聞きますが、この辺、どのようになっているんでしょうか、お聞かせください。

No.64 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.65 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

私ども秘書広報課の中では、議員がご指摘のように、臨時広報ということで出すことになっておりまして、もう既に、このような形で避難所に配れるようにしてございます。ここに、日にちだとか時間を入れてやると。

東館の自家発電は大丈夫だろうという前提で、これを印刷して、市内の避難所、掲示板等に張ると。もし、自家発電もだめなときは、もう東日本でもありましたように、もうマジックで書いて、それを配っていくというようなことを、広報係が3名おりますので、その3名と応援で何とかしのいでいこうというふうに考えております。

以上です。

No.66 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.67 ○11番(早川直彦議員)

東日本大震災のときは、本当に安否情報が知りたくて、でも電話回線もインターネット回線も一部つながらないとか、それで安否情報、これが一番情報だと思うんですね。

で、初動期に必要な情報に限って特化すべきだと私は思うんですが、その辺は今後改めていくのかもしれませんが、行政経営部としてどのような方向性を考えているのか、ちょっとお聞かせください。

No.68 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.69 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど、市民生活部長からもご答弁を申し上げたように、次回の改正時には今、ご指摘にあったようなことも含めて、初動期が一番大事だということもございますので、そういったことも考慮に入れて、応援体制等も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.70 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.71 ○11番(早川直彦議員)

このことにも関係するんですが、これは編集ボランティアとか広報要員のボランティアのことも書かれています。これは215ページに書いてあるんですが、市社会福祉協議会に要員派遣というふうにあります。

ここでお聞きしますが、227ページに、災害時ボランティアの受け入れ体制の確立とあります。取りまとめは社会福祉課となっております。

健康福祉部長にお聞きしますが、災害時には健康福祉部が災害ボランティア支援センターを設置し、また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設立するとなっております。

私は、市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターが、豊明市のボランティアを取りまとめるものと思っていたんですが、二本立てで実施するということなんでしょうか。

もし、二本立てとなっているんだったら、それぞれの役割分担というのはどのようになっているのか、教えてください。

あと、もう一点なんですが、市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設立という

のは、発災後、すぐに立ち上げることが可能なのでしょうか、お聞かせください。

No.72 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.73 ○健康福祉部長(原田一也君)

議員が申されますように、豊明市の防災計画の中には、災害ボランティアの受付というようなことで、市のボランティア支援センターと社会福祉協議会のボランティアセンターというふうなものがありまして、それぞれ、この計画書の中にも役割が、抽象的な部分もあるわけですが、書いてございます。

で、市の災害ボランティアセンターといいますのは、まず大きな災害が発生しますと、市外、県外からもたくさんのボランティアの方がみえます。

その一時的な受付を、恐らく市役所にみえるので、ここでやらないといけないだろうというようなことを考えております。

そこで、市内のボランティアの必要な場所等がいろいろあると思いますので、そういったところへの派遣、それと、社会福祉協議会のボランティアセンターにつきましては、当然、市内でボランティアの需要と供給というのが、1カ所にたくさんのボランティアを派遣しては、ほかのところ、必要なところに手が回らないというようなこともありますので、いわゆる地域といいますか、災害の実情に即した計画的な派遣をしていくということが、社会福祉協議会のボランティアセンターの役割ではないかなというふうに私は考えております。

それで、すぐに立ち上げられるのかというようなことですが、社会福祉協議会のほうには、すぐ立ち上げるような、いつも訓練等で実施しておりまして、そのようなことになるのではないかなというふうに思います。

終わります。

No.74 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.75 ○11番(早川直彦議員)

この地域防災計画の中には、多くの支援をするボランティアの協力がいっぱい書いてありましたね。

支援すべきことが幾つあるのか、私も数えてはいないんですが、かなりあります。

それにどれだけの人員が必要かとか、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの運営の仕方について話し合われているのか。

市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターを立ち上げるにおいて、2日、3日ぐらいかかるのではないかというふうに、私は問い合わせたところ、そうやって聞いております。

やはり市外からの方の受け入れとか、市内の方の受け入れとか備品ですね、需要と供給のバランスをとると。先ほど、部長が言われたことと同じことをされると思うんですよね。

だから、その辺、同じことをされると、私は社協のほうから聞いた、こっちは市のほうから聞いたという、また、こんがらがらるんじゃないかと思imasので、情報源は逆に1本にすべきじゃないかなとか、連携して同じ当然、社協の方とかコーディネーターの方とか、1本でやったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

No.76 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.77 ○健康福祉部長(原田一也君)

議員が申されますように、同じようなボランティアの支援をするセンターが2つもあると、はっきり言って、どこから命令を出していいものなのかというようなことも、当然、そのときになれば起こってくる可能性がありますので、先ほども市民生活部長が言いましたように、次回の改定のときには、ここらあたりの役割分担、あと指揮命令系統、こういったものをきちっと確実にさせていただいて、つくっていききたいというふうに考えております。

終わります。

No.78 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.79 ○11番(早川直彦議員)

やっぱり、ボランティアに来ている方同士で、こじれてしまつては、これは何にも意味がありませんので、やっぱりスムーズにいく体制をとっていただきたいと思imas。

また、ボランティアは、どんなボランティアが必要なのかというのは、やっぱり先に予測しておいたほうが良いと思うんですよね。

それで、特に優先順位をつけていただいて、考えたほうが良いのではないかなと思imas。

では次に、教育部長にお聞きします。

55 ページに、小中学校等のパソコンネットワーク整備が書かれています。

内容は、教育委員会をホストとし、各小中学校に設置されるパソコンをネットワーク化す

る。あわせて本庁各課の端末もネットに組み込む。これにより非常時には、情報通信事業者に災害関連情報掲示板等を開設し、安否情報、災害情報、ボランティア情報等の情報提供を行うとともに、県・国との連携による災害ネットワーク共有メニューを立ち上げ、情報提供や交換を実施するとあります。これは、災害時にできていると非常に有効です。

しかし、これは計画が実行できる状況に今なっているのか。これは災害予防計画ですので、計画だけで内容までは検討されていないのか、その辺をお聞かせください。

No.80 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.81 ○教育部長(津田 潔君)

議員がおっしゃるように、教育委員会をホストとして、各小中学校のパソコン、これらをネットワーク化して、災害時の連絡手段とするもので、この必要性は感じておりますが、今現在は、未実施といえますか、検討していないというのが現状でございます。

以上です。

No.82 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.83 ○11番(早川直彦議員)

教育の現場にもICT化が進んでおります。

将来的には、そういう学校にインターネットとかデジタルのものがたくさん入ってくると思うんですが、非常時に活用することも当然可能なものですので、その辺も、せっかいいことが書いてありますので、これができれば避難所等と庁舎ですね、オンラインで結べて、災害情報を的確に送受信できると思いますので、この辺も強く進めていただきたいというふうに思います。

次は、市民生活部長にお聞きします。

134 ページのし尿処理に、仮設トイレが改善センターに 60 基あるそうです。必要な避難所にトラックで運ぶこととなりますが、これはトイレの問題にあわせて、当然、水の配給、これも必要となります。これにもトラックが必要となります。

水道企業団が各小中学校に、12校を給水所として指定をして、市内の2カ所の配水所にビニール製の仮設タンク1トン、これ 14 基あるそうです。それを、市が手配したトラックで運ぶというふうになっております。

しかし、市には、市役所に2トン車が1台、清掃センターに2トントラックが3台、消防関係

も2台あるというふうに聞いているんですが、また、これ1トンタンク、1トンのタンクですね、企業団が備蓄している小さな6リッターの袋ですね、背中に背負える、これ水を入れると、約150人分ぐらいしかないわけですよ、1トンで。で、ピストン輸送をする必要があるということです。

どのように水とかトイレ、その他のものを運ぶのか。これを行うために、どれだけの人員と車が必要なのか、その辺というのは検討されているのかどうか。

また、自動車に関する防災とか災害協定はどのようになっているのか、お聞かせください。

No.84 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.85 ○市民生活部長(石川順一君)

市で仮設トイレは、議員が申されるとおり、60台所有しております。

で今、所有するトラックが6台、市に2トン車が1台と軽トラック1台、それから体育館に1.5トンの車が1台、あと清掃事務所に1.5トンの車が1台と2トンの車が2台ということになっております。

有事に際して、仮設トイレだけじゃなくて、水、その他救援運搬に必要なわけですが、そのために、そのためだけにトラックを購入するということは、まあ難しいと思っています。

現状の対応としては、県のほうが、そういう運輸業界と協定を結んでいるというふうに聞いておりますので、そういったところからの支援を受ける、車を期待するということになるかなと思っています。

終わります。

No.86 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.87 ○11番(早川直彦議員)

この件も、本当に初動期は水とトイレの問題が、一番大きな問題になってきます。

で、どのように誰が運ぶのか、地域の方も含めてとか、協力できる企業さんとかも含めて、検討していただきたいなというふうに思います。

それでは次、2番目のほうの質問に行きますね。

市民の皆さんには地域防災計画、これ非常にわかりにくい内容です。これ、わかりやすく

まとめた概要版、そういうものを作成する考えはないのか。

また、これ防災マップですよ。これも当然、メッシュの大きさを変えとか、何か変わるのかもしれないし、これはまあハザードマップなんですけど、これも、こういうものも含めて変えていくのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

No.88 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.89 ○市民生活部長(石川順一君)

議員が言われるように、市の防災計画は、本文約 400 ページ、資料編に 150 ページ。

今後、改定などによって、計画内容がふえれば当然、ページ数もふえてくるというふうに思っております。

市防災計画書は、行政とか関係機関が予防、警戒から応急対策、復興計画などをマニュアル化しているもので、市民の皆さんに全てを読んで理解をいただくものではないというふうに考えております。

したがって、こういった防災計画の概要版ではなくて、家庭用の防災対策を考えるような、そういったものを配布できないか、そういうようなことを考えていきたいというふうに考えております。

また、今の震度予報ですとか液状化とか、水害予想などにつきましても、現在、配布しておりますが、新たに作成する被害予想についても、市民の方に配布したいというふうには考えております。

終わります。

No.90 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.91 ○11番(早川直彦議員)

印刷関係で、やっぱり地図は地図、細かい命を守るために、大雨が降ったときとか地震が起きたとき、その安全対策のものはそれは別と、当然、その2つで考えていただくのが一番いいと思いますので、この辺も時代が変わって、大きな災害が起きたり、震災が起きて、市民の皆さんも十分関心がありますので、その辺も力を入れていただきたいというふうに私は思います。

あと、せっかくホームページに上げているわけですので、これPDFで。ただ、豊明市地域防災計画と上げるのではなくて、頭に、こういう市は計画をもとに作成しておりますと、大き

な柱ぐらいはやはりつける必要があるのではないか。

これは、ほかのものもそうなんですが、せっかく情報を出しているわけですので、情報をただ、ばーんと出すのではなくて、市民の皆さんにわかりやすく、「こういうものですよ」ぐらいのものは、やっぱりつける配慮が必要じゃないかなと思います。

その辺も考えていただきたいなというふうに思います。

じゃ、3番目の質問に行きます。

地域防災計画作成にあわせて、これは以前、私も質問をしたんですが、避難所運営マニュアルの改定、この辺もどのように考えているのか、お聞かせください。

No.92 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.93 ○市民生活部長(石川順一君)

避難所マニュアルの最新版は、気候の変更による一部改定は、随時行われてきましたが、平成18年の1月版が最新のものでございます。

添付される資料や地図など、現状との相違も多くなっておりますので、防災計画の改定とあわせて改定を行っていきたいというように考えております。

No.94 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.95 ○11番(早川直彦議員)

私は前回の一般質問で、女性の目線というものを取り入れる避難所運営、例えば避難所の一角に女性専用のスペースを設けるとか、女性のトイレの比率をふやす。男性1に対して女性を3にするとか、また、防犯のために女性のいるスペースとかトイレには、監視する人を置くとか、そういう提案をしました。

豊明市には、せっかく男女共同参画の皆さんもいるわけですので、そういういろんな方ですね、団体の方にも意見を聞いて、避難所運営マニュアルづくりというのは、参画していただくのは可能なのでしょうか、お聞かせください。

No.96 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.97 ○市民生活部長(石川順一君)

避難所運営マニュアルの改定のときの課題としまして、そういったこともやっていけるように考えていきたいと思っております。

終わります。

No.98 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.99 ○11番(早川直彦議員)

特に、子どもや女性の方の安全面を配慮したとか、衛生面を配慮した運営というのも必要でありますので、その辺も力を入れていただきたいと私は思います。

じゃ、大きな2番目の豊明市自主防災組織の連携や共助のあり方について、これについてお聞きします。

①の豊明市自主防災組織と行政との連携はどのような形で行いますか。

あわせてですね、重複しますので、2番目、地域防災計画の中で自主防災組織はどのような位置づけになるのか、この辺についてお聞かせください。

No.100 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.101 ○市民生活部長(石川順一君)

自主防災組織は、平成15年より、各町内会単位を基本として組織の立ち上げが行われております。

住民一人ひとりに最も近い組織として近隣との結びつき、地域での自主防災活動を通じて、町内会組織の活性化や地域コミュニティー活動を活発にすることで、共助を醸成する環境づくりであると考えております。

また、有事に際しては、市から区、区から町内会へという情報伝達や、指揮系統を確実にする組織であるというふうと考えております。

また、住民に一番近い組織でございますので、地域防災計画の中では、自主防災組織の具体的役割を定めているものは、地域住民との情報伝達と地域から得られた情報を災害対策本部へ報告すること、そのようなことを考えております。

終わります。

No.102 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.103 ○11番(早川直彦議員)

やっぱり的確な情報というものが必要となりますので、小さな組織かもしれないけど、デマを防ぐためにも的確に、その情報というのは必要だということで、自主防災組織は力を入れなきゃいけないというふうに私も思います。

これ、地域防災計画や避難所運営マニュアルの中で、区の役員の方々の協力がなければ、やっぱり避難所運営は当然できないことは、これはもう明確であります。

市として町内とか区の自主防災組織の協力がなければ、地震や水害への対応ができないことは、十分認識していると思うんですが、各町内とか区の実情に合った協力体制をつくる必要があると思うんですが、その辺は今どのように進めているのか、今後どのようにするのかというのを、お聞かせください。

No.104 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.105 ○市民生活部長(石川順一君)

自主防災連合会の本年度の達成目標としまして、自主防災会単位での自主防災マニュアル作成のためのルールづくりですとか、そういったものを行っていただいております。

そのためのひな形、そういったものを皆さんにお示ししながら、つくっていただくような形で、ご協力させていただいている部分でございます。

市内の一部の先進した自主防災会では、独自の自主防災マニュアルを、もう既に作成しておられますので、現状によって進捗状況の差が大きい、このおくられている地域の底上げを、先進地域のマニュアルづくりなどから学んでもらって、進めていきたいというふうに考えております。

No.106 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.107 ○11番(早川直彦議員)

これ自主防災組織の強化のためにも、非常に進んでいるところ、まだ全然進んでいないところと、やっぱり大きな差があるというふうに私も聞いております。

やはり力をかりて、自主防災連合会の中の力をかりて進める情報もあるかもしれないし、行政の力をかりてマニュアルをつくりたいというところもあるかもしれません。

例えばですね、地域担当職員ではないんですが、自主防災力を高めるためにも、例えば協力依頼があった場合に、職員の方を区や町内に派遣ないし指導をしたりとか、例えば庁舎でレクチャーをしたりとか、そういうことは考えていないのでしょうか、お聞かせください。

No.108 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.109 ○市民生活部長(石川順一君)

既に、総務防災課の担当職員は、そういった地区での防災訓練ですとか、そういったマニュアルづくりのひな形をPDFにしたりとか、そういった形でご協力させていただいておりますので、それは、これからもやっていきたいなというふうに思っております。

No.110 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.111 ○11番(早川直彦議員)

やっぱり進んでいるところを見習って、本当にどこも、どの豊明の地域も、町内会も区もそうですが、やっぱり防災に対する考え方、基準は一定以上でなければいけないと思いますので、行政のほうとしても、力を入れていただきたいというふうに私は思います。

今後、この自主防災組織の方々が、各町内単位とか、または区の単位でマニュアルを作成するものと考えます。

このマニュアルと避難所運営マニュアルと重複する部分というのが多くあると私は考えています。

特に、発災後は、市や学校が中心となって、避難者の協力を得て、臨時避難所運営委員会が設立されるとなっております。

で、その後、区の役員が主体となった避難所運営委員会が設置される。そうなった場合に、行政は後方支援に当たるというふうにされています。

これは、もう18年に改定された避難所運営マニュアルにも書いてあるんですが、このフローチャート図も、その避難所運営マニュアルの43ページに示されています。

区の役員の方々が主体となるわけですので、当然、各町内会の方々とか区の役員の方々が、避難所運営に何らかの形でかかわるわけです。

当然、その2つのマニュアルと連動しなければ、これはいけないというものです。

その点は、行政サイドとしてどのように考えるのか、自主防災会のマニュアルと避難所運営マニュアルの二本立てが、本当に災害時に役立つのか。2つの要素を取り入れた1

つのマニュアルとするとか、2つマニュアルがあっても、ちゃんと整合性を、その地区によつてとか、各町内に合わせてそれをつくると。どのようにその辺は考えているのか、お聞かせください。

No.112 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.113 ○市民生活部長(石川順一君)

これにつきましては、先日の自主防災会組織の連絡会があったときに、各自主防災会がマニュアルを既に作成してみえるところがあるんですけれども、その方が言ってみえたんですけれども、避難所に行くと、自分たちの自主防災会だけではなくて、いろんな自主防災会の方が同居するということですか、使われますので、そこら辺の整合性はやはりとっていかないと、私どものほうで、とるような形で進めていかないといけないんだなというふうには思っております。

終わります。

No.114 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.115 ○11番(早川直彦議員)

やっぱり、地域によっての取り組みというのは若干、違うのかもしれませんが、その辺も避難所ではこういうふうに運営しましょうと。その辺は行政のほうが入力を入れてですね、災害時に混乱しないように進めていただきたいと思います。

じゃ、4番目の質問に移ります。

市民の皆さんの自助、共助の実態を知るためにも備蓄品、例えば水とか食料の有無とか家具の転倒防止、それとか、市民の皆さんが地震や水害に対して行政に求めているものなど、こういうものについて調査をする考えというのはないのでしょうか、お聞かせください。

No.116 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.117 ○市民生活部長(石川順一君)

既に、区や自主防災会連合会が災害時の備蓄品ですとか、家具の転倒防止などのアンケート調査を行っていただいております。

傾向としては、食料や水の備蓄はされているものの、数量がわずかだというようなことや、家具転倒防止器具の装着はほとんどないというような結果がございます。まだまだ、自助のレベルの意識は低いものというふうに考えております。

今後は、調査も含めてPR方法、まあどういったらやっていただけるかというようなことを、研究してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.118 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.119 ○11番(早川直彦議員)

私が住んでいる間米でも、以前調査したことがあるんですが、やっぱり回答率の問題が出てくるんですね。回答される方というのは、どちらかという、意識の高い方が回答されるんじゃないかなと思うんですね。

やはり、せつかく地域の防災の計画とか避難所運営マニュアルを作成するに当たって、本当の市民のニーズですね、防災に対する取り組みとか、それを知る必要があると思うんですが、この辺、市長はどのように考えますか、お聞かせください。

No.120 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.121 ○市長(石川英明君)

非常に難しい問題というふうには私は思っています。

ちょっと事例が変かもしれませんが、犬のふん、1つのふん害にしてもです、そこに届けようという形が非常に難しいんですね。

この辺は行政が、ただ単に広報とか、そういう発信だけでは、もう既に届かないのかなというふうに考えています。

ですから、この辺は地域の皆さんに一度、お力添えをいただいて、やはりそういう方も踏まえた上で防災訓練時なのか、また、みんなが集まった場所で、その中でこういう話し合いをして、その一人ひとりの皆さんが自覚を持たない限りは、受けとめが非常に難しいんじゃないかなと、そんなふうには思っています。ここが解決をすれば、非常に大きく進展をするということですね。

東日本のときにも一番、死者や、それから負傷者が少なかった地域は何かといたら、やはりコミュニティーがしっかりしたところなんですね。

だから、そうしたものを組織をしながら、その中で議論を重ねる、そして理解をいただくという手しかないのかなというふうに思っています。

一番いいのは、それは職員が2万7,000おりののかなというけど、これをやると、我々の業務が停滞をするような部分があるんで、そこまではいかない。

これがです、私自身が考えていく、やはり新しい公共とって、市民みずからが参画をいただく。そして、その辺を自助の部分で、市民が自立した、自分たちの地域は自分たちで守るという意識が育っていかないと、その働きについては、頑張っってやっていきたいというふうには思っております。

以上です。

No.122 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.123 ○11番(早川直彦議員)

まあ、どの自治体も周知とか理解を得るというのに、非常に苦労しているんじゃないかなと思うんですが、逆に言うと、行政はこれだけしかできないと。

もしものときに、全てを行政に頼るのは無理ですということの発信が、ちゃんとできていないからなのかもしれませんので、やはり豊明市としても、その災害時の例えば何日間は備蓄が必要だとか、最低限のものは備えているけど、最大限には備えられないとか、その辺のやっぱり周知の方法ですね、ホームページ、広報を含めて、その辺、できることとできないことを正直に広報すれば、市民の方も「ああ、いかぬな」と、「自分たちでも水を1日1人3リッターというから、一週間分、何か必要だというから、じゃ、ちょっと安いときに買っておこう」とか、そういう備えをするんじゃないかなと思いますので、その辺、市長、行政からの発信も踏まえて、藤江議員の次の質問でもあるんですが、いろんな方法があると思うんですよね。

そういう部分について、ちょっと考え直すのか、方向を変えていくのかという考えはあるんでしょうか、お聞かせください。

No.124 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.125 ○市長(石川英明君)

私自身はですね、少しおくれたですが、大崎それから石巻、それで、やはり首長の一言は全て同じですね。今、早川議員が言われたとおりです。

何かといったら、災害時、初動期は何もできないということを、もっと言うておくべきだったという言葉が、どこもですね。

ですから、正直言って、私はいろんな地域に行ったときに、そういう話は少しさせていただきます。あくまでも自分の命は自分で守る。そして、助かった人たちがです、やはり共助としてやるという話を、努めてさせていただいているつもりです。まだ弱いかわかりませんね。

本当に、石巻の市長ははっきり言っていましたね。もっと言うておくべきだと、何もかもできないと、もうそのときは自分の力しかないというふうに言うておくべきだったということが、今でもインパクトが残っています。

ですから、今後はですね、そうした発想を努めてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

No.126 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.127 ○11番(早川直彦議員)

やっぱり発信の方法というの、いろいろあります。当然、紙ベースのものが必要な方もいるし、電子媒体がいい方もいるし、町内を通じてとか、区を通じてとか、いろいろ方法があると思いますので、一番その時代に合ったとか、一番年代に合った周知方法を進めていただきたいというふうに思います。

次に、3番目ですね、豊明市の公共物についてお聞きします。

まあ時間が少ないですので公共物ですね、まず市が所有している公共物の耐震、これは例えば公共物の耐震とか長寿命化、今、運営しているものを取りやめるか置く、これから将来に向けて費用が当然かかるわけですね。

近い将来、実施される減価償却の考えを取り入れた公会計、そういうものが今考えられているんですが、その中の1つに、固定資産台帳という整備というものもあります。

固定資産台帳の整備が、まだ地方公共団体でいうと、2割にも満たない状況であります。本当に豊明市の公共施設の耐震を含む将来の費用の負担、そういう予測もできるわけです。今後の公共施設の防災計画を進めていくためにも、例えば固定資産台帳の整備というものを進める考えがあるのかどうか、その辺、ちょっとお聞かせください。

No.128 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間2分であります。

簡潔に答弁を願います。

石川市長。

No.129 ○市長(石川英明君)

そうですね、私自身も2年と5カ月、それで何を感じたかといったら、普通だったら、減価償却を入れるというのが一般的なんですね。それで、ここは入れてないんですよ。

ですから、何かといったら、今、老朽化とか、もうぼろぼろですね。だけど、みんなどういう状況になっているかといったら、もう見ないふりなんですね。これは、どこの市町村も一緒です。

だから、公会計にするというのは、もういずれ当たり前だし、今、既にそういう自治体が出ています。

ですから、そうした状況の中で、本当は対応を図っていくというのが必然的であろうというふうに思っています。

ただ、一気に行くには、相当なやはり人材から費用もかかります。当面は、今の自治法上では、両方やらないいけないですね。だから、非常に大変なんですよ、これ。

だけど、どっかで特別会計なり、一般会計も含めて切りかえをしていかないと、今のままでは行政自体の運営というのは、決していいというふうには思いません。

ですから一遍、これは非常に内部でもきちっと議論を、まあ少しずつしていますが、まだちょっと方向性までに至っていないというのが現状です。でも、やっていきたいというふうには思っています。

以上です。

No.130 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.131 ○11番(早川直彦議員)

非常に難しい問題なんですけど、やっぱり減価償却の考え方があれば、まだまだ維持できるのか、今後の費用がどれだけか、もう畳まなきゃいけないのかという考え方も出てくると思いますので、その辺もやっぱり詰めていただければ、行政としての公共物をどうするのかというのが出てくるのかなと思います。

(終了ベル)

No.132 ○11番(早川直彦議員)

これで、終わります。

No.133 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、11番 早川直彦議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時12分再開

No.134 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
13番 平野龍司議員、登壇にて質問願います。

No.135 ○13番(平野龍司議員)

皆さんおはようございます。

議長にご指名いただきましたので、質問に入りたいと思います。

その前に、先日行われました愛知県の消防操法大会におきまして、地元の第5分団が
出場させていただきました。

当日は大変な猛暑の中、議員の皆さん、職員の皆さん、そして各分団の皆さん、市民の
皆さん、大勢の方に激励をいただきまして、非常に各分団員、頑張りましたんですが、結
果は、皆さん方のご期待に沿えることができませんでした。

一昨日、報告会がございまして、各要員からその当時の反省と、次に向けての抱負を語
っていただきました。

来年度はどこの分団が出場するかわかりませんが、今後とも我々は、消防団に対して精
いっぱい支援、応援していきたいというふうに思っておりますので、皆さん方もどうぞよろし
くお願いいたします。

ここで、当日の皆さん方の参加について厚くお礼申し上げたいと思います。ありがとうご
ざいました。

それでは、質問に入っていきたいと思います。

初めに、豊根村のキャンプ場について質問させていただきます。

豊根村のキャンプ場については、当時の浜島重一市長の献身的な努力によりまして、豊
根村に昭和50年に開設されました。

それから38年がたち、いろいろな部分で老朽化が進んで不具合が生じてきたと聞いて
おります。

そういった関係上、昭和52年には豊根村と友好自治体を締結しまして、豊根村の議員さ
んとも、本当に友好的に親しくつき合わせていただいております。

さきの夏まつりにおいても、豊根村の議員さんを初め大勢の方がお越しいただきまして、

当日の夏まつり、阿野地区と前後地区ですか、非常に盛り上げていただきました。

今後とも、こういった友好は続けていかなければいけないというふうに考えております。

キャンプにつきましては、構成とか方法、そういったものについていろいろありますが、本日は、学校のキャンプについて取り上げたいというふうに思います。

現在、行われております豊根の野外教育センター、一部では、来年は使用できないというようなことも聞いております。

そこで、野外教育センター、特に宿泊棟の老朽化については、かなり進んでいるんじゃないかと思います。

また、トイレのほうも改修しなくちゃいけない、そんなようなことも聞いております。

そこで、次の点についてお聞きしたいと思います。

現在の豊根村の野外教育センター、これについて浄化槽の状態、また宿泊棟の状態、なぜ使えなくなるのか、そこら辺のところの現状についてお答えいただきたいと思います。

また、そういったものを改修するについては、どれほどの費用がかかるのか、また期間です、改修にどれぐらいの期間が必要か、そういったこともお聞かせ願いたいと思います。

そして3番目に、来年以降、豊根村が使用できるのかできないのか。

一部では、美浜の青少年自然の家ですか、そこを使用するというふうなお話もございました。

こういったことも含めて、来年以降、学校のキャンプについて、どう対応していくのかをお答えいただきたいと思います。

そして4番目、ほかの場所、今の現在の野外教育センターのほかに、場所を変えてやるというお考えはないかということです。

特に、豊根村の廃校になりました三沢小学校、これについては、市の教育委員会等も既に下見というか、見学に行かれていますと思います。

そこら辺の感想というか、取り組みについて、今後どのようにしていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

そして、いろいろキャンプについて問題点があるようにお聞きしておりますが、野外教育センターとして必要な条件、こういう条件が整えれば今後、教育センター、キャンプ場として継続していける最低限の必要条件です、こういった点もお聞かせ願いたいと思います。

次に、保育園についてお尋ねいたします。

本年度、予算編成の折に、市長からの提案で、保育料の軽減、値下げが提案されました。

我々市政会としていろいろ内部で検討をいたしました、保育料値下げの前に、やるべきことがあるんじゃないか。

現在、保育士を含めた保育園の労働環境、それから園舎の関係、それぞれ十分とは言えないんじゃないか。

保育士がどんどん減少する、臨時職員がどんどんやめていく、そういった中で保育料を軽減して、さらに厳しい状況に追い込むというような状況になるんじゃないか。

そこで、保育料軽減に当時必要な予算が、およそ1,600万ほどかかるというようなお話でございましたので、それらの予算があるならば、臨時職員の待遇改善、そういうところから始めていくべきではないかということで、我々はその保育料軽減の提案を指摘させていただきました。

そこで、次の点について当局のお考えをお聞きしたいと思います。

本市の保育料の現状、これについては、他市と比較して高いのか安いのか。余りにも高いようなら、これは豊明市として保育料を軽減しなくちゃいけないというふうに考えております。

また2番目として、保育士の現状について、正職員と臨時職員、かなり待遇も違っております。この点について、わかる範囲内で詳しくお知らせください。

3番目に、保育士の臨時職員の不足に備えて、派遣の職員、派遣の保育士を、2名分ですか、予算づけされました。

このことについて、現状はその臨時職員、派遣の臨時職員の予算執行、どうなっているのか、その点をお聞かせください。

それから4番目として、3歳未満、0歳児、1歳児、2歳児ですね、この子どもたちの待機児童、現状では待機児童はないというようなことですが、例えば沓掛の子どもが館のほうなら空いているよとか、栄のほう、内山のほうなら空いているよということで、非常に長距離になってしまいます。

こういったことで、もう少し保育園の定員の確保というか、余裕を持った運営はできないものか、そこら辺についてお聞かせ願いたいと思っております。

それから、各保育園、毎月かよくわかりませんが、各園長さんと市の職員との会議があるかと思っております。その場において、各園からの要望がいろいろあるかと思っております。

その要望について、市はどのように対応しているのか、十分対応できているのか。

これも予算が伴うことでございますので、十分とは言えないとは思いますが、どの程度配慮されているか、その点をお聞かせください。

最後に、とよあけマラソンの復活についてお聞きいたします。

このとよあけマラソンは、平成20年から中止になっております。

とよあけマラソンは、当時の相羽市長が、これも一般質問か予算のときかちょっと覚えがないですけど、説明がありまして、学校の耐震工事、これにお金が必要だということと、会場である中京競馬場、これの改修工事があるということで、ほかの場所に移してやるということも難しいということで、一時取りやめるといような説明があったかと思っております。

そして現在、学校の耐震工事も一通り終わりました。そして中京競馬場も昨年、リニュー

アルオープン、改修工事も終わり、非常に立派な競馬場に生まれ変わりました。

ということになると、中止にした理由がなくなってしまう。これはもう復活するしかないんじゃないかというふうに思っております。

多くの市民の方々が、とよあけマラソンの復活を望んでおります。とよあけマラソンにかわって一部市民の方が大脇の南のほうでチョコっとマラソンですか、これをやってみえるようですが、そういった方々の要望もあるかと思っておりますので、ぜひとも、中京競馬場でこのマラソンを復活させていただきたいというふうに思っております。

このとよあけマラソンについては、中京競馬場で開催することに意義があるんじゃないかというふうに思っております。

ふだんは、なかなか競馬場に足を運ぶことが少ないという市民の方もたくさんおみえになります。そういった方々に、競馬場の内外を知っていただく、施設を知っていただく絶好の機会だというふうに捉えております。

それと当日、今までの実績によりますと、豊明市以外の市外、県外のたくさんの方々が参加されます。

そういった方々にも、この中京競馬場、また豊明市を知っていただく、施設のすばらしさを知っていただく、絶好の豊明市のPRになるんじゃないかというふうに思いますので、この際、ぜひともとよあけマラソンの復活をぜひ検討させていただきたいと思い、次のことを質問いたします。

1番目に、今後、このとよあけマラソンを復活、開催する予定があるかどうか。

また、開催するに当たっては、これも市民の手づくりというか、ボランティアでやっていただかなければならないと思いますが、開催にどれぐらいの予算が必要になるのか、こちら辺も概算をお聞かせください。

そして、競馬場で行うに對して、何か問題点があるのかどうか。場外にも出ますので、交通規制とかいろいろな問題があるかと思いますが、そういった問題点、幾つかあればお答えください。

そして最後に、体育協会とか、当時の実行委員、とよあけマラソンの実行委員会、そういったところとの、中止以後、話し合いというか、協議の場はあったかどうか、そこら辺をお答えいただきたいというふうに思ひまして、壇上からの質問は終わりたいと思います。

No.136 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.137 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部に2件ご質問をお受けしましたので、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず1件目、豊根村キャンプ場についてでございます。

1点目としまして、野外教育センターの現状について、主に施設面でお答えしたいと思います。

野外教育センターは、ご質問のとおり昭和50年7月に開設いたしまして、38年が経過し、そのため最近では、施設の老朽化が著しい状況下にあります。

特に、し尿浄化槽の老朽化に伴う漏水防止対策の抜本的な改修や、宿泊棟の耐震対策等が、野外教育活動を行う上で今現在、課題となっております。

2点目の、改修費用の見積もりについてのご質問でございますが、野外教育センターの改修費用につきましては、その改修内容により大きく変動するというふうに考えております。

総額としまして、数千万円から数億円の費用を要するものと予想しております。

現在、宿泊棟は、豊根村からの借用物件ですので、改修、改築、建てかえなど、どの方法を選択する場合にあっても、金銭面だけではなく、豊根村との協議が大前提である、そのように考えております。

3点目の、来年以降の予定はというお尋ねでございます。

来年度以降も、学校行事の1つとして、集団宿泊的行事、これを実施予定でおります。

その内容や方法については、今年度までの野外活動の成果や課題を踏まえ、各学校と十分な協議を行い、児童生徒にとって意義ある行事となるよう、教育委員会として条件整備を検討中であります。

次に、4点目であります。

他の場所を検討しているかというお尋ねであります。現在の野外教育センターの課題といたしましては、医療体制の整備、防犯体制の整備、宿泊棟の耐震や緊急避難場所の確保、衛生設備の充実、浄化槽の取りかえ等が上げられております。

これらの課題の改善状況にもよりますが、十分な改善ができない場合のことを考えて、平成26年度実施分については、課題としている事項が改善できると判断される、愛知県教育スポーツ振興財団営美浜少年自然の家に予約をしております。

5番目の、野外教育センターの条件についてをお話し申し上げます。

野外活動は、日常の生活環境の異なる場で親から離れ、大勢で生活をします。この経験から得られる有形無形の効果を十分に生かすとともに、豊かな自然環境であることからこそ考えられる災害、危険からの安全を確保することは、義務教育を進める上で、教育委員会として大きな責任であると考えております。

このような観点から、大きな条件として5点ほどございます。

まず1点目は、医療体制の充実であります。

豊根村診療所にご協力をいただいておりますが、現在、診療時間は、平日の午前中と水曜日の2時間に限られております。

夜間の急病や診療所での手当ての難しい事案の場合は、豊根村役場に隣接しました新

城市消防署豊根分遣所の搬送車を使って、東栄病院や新城市民病院まで行くことになります。

さらに緊急を要する場合などは、ドクターヘリを要請しております。

医者や看護師の帯同について検討いたしましたが、宿泊を伴う長期の派遣は、なかなか困難であるということがわかりました。

また一方で、ことしの8月1日には、パルとよねの付近にヘリポートが整備されまして、来年度以降は、分遣所の搬送車ではなく、救急車の配備も予定があるなど、豊根村の医療体制の充実も考えられているところでございます。

いずれにしましても、万一の場合に備えて、豊根村のご協力をいただきながら救急体制を一層充実させる必要がある、そのように考えております。

2点目は、防犯体制の充実であります。

豊かな自然の中での不自由な生活を前提にしておりますが、大勢の児童生徒の安全を十数名の引率者で確保することの難しさは否めません。

これまでも、野外教育センター周辺の柵を増設するなどしてまいりましたが、耐震性の向上とあわせて、建物のセキュリティ向上のための防犯カメラの設置や、不審者の侵入を防ぐ門扉の整備をするなどの必要があります。

次に3点目ではありますが、3点目は、宿泊棟の耐震性の向上と、緊急避難場所の設置であります。

豊根村においても、東海地震を含む三連動地震に備えて、耐震性の向上は必要であります。

また、収容人数の関係で、現在は、宿泊棟とテント場に分かれて宿泊をしておりますが、最近、勃発するゲリラ豪雨や雷等の場合、テント場にとめ置く危険を回避するために、一斉に避難する場所の確保が必要になっております。

次に4点目ではありますが、4点目は、衛生環境の充実であります。

これまで、川遊びの中で汗を流すなどしてまいりましたが、アトピー性皮膚炎を初め、皮膚疾患のある児童生徒が増加してきた現在では、シャワー設備の増設を図って対応する必要があると考えております。

最後に5点目は、浄化槽の取りかえでございます。

これまで定期点検を踏まえて改修を施してまいりましたが、いよいよ大規模改修が必要になってまいりました。

浄化槽が機能しない場合のくみ取り等の準備はしておりますが、150名から250名が生活する場での不都合は、想像に難しくありません。

したがって、全面的な改修が必要である、そのように考えております。

続きまして、2点目のとよあけマラソンについてご質問にお答えしてまいります。

まず1点目、今後開催する予定があるかというご質問でございます。

現時点におきましては、開催の予定はございませんが、関係団体等のご意見を伺うことで検討してみたい、そのように考えております。

2点目、開催にかかる費用はどれくらいかというお尋ねではありますが、平成19年度に開催しました第20回とよあけマラソンの決算によりますと、支出額は総額で1,277万円、1,300万弱でございました。

そのうち700万が、市から実行委員会へ委託料として支出しております。

その20回のマラソンのときは、参加者が2,868名。約3,000名規模の大会の開催となりますと、創意工夫により極力開催経費を抑えても、多額の費用が必要であるかというふうに考えております。

次に3点目、問題点でございますが、最近では、近隣市町でのマラソン大会が多数開催されており、参加者は分散の傾向にあると考えております。

平成19年度第20回の開催時におきましても、参加者2,868名でありましたが、ピーク時、これは平成3年度のときですが、7,634名、半数以下に減少している状況でありましたので、まずは参加者数を想定することが課題であるというふうに考えております。

また、施設面では、中京競馬場を会場とする場合、土曜日、日曜日、あるいは祝日など、場外発売等の制限により使用調整が必要である、そのように考えております。

いずれにしましても、中京競馬場を会場としたとよあけマラソンの再開につきましては、大会の関係者の意向や、綿密な協議を行った上での検討が必要不可欠であるというふうに考えております。

最後に4点目で、体育協会との協議はあったかということでございますが、とよあけマラソンの中止は、その当時、体育協会を含めた実行委員会において、中止する旨の意見等を市長に提出し、中止が決定しております。

その当時は、中止の理由といたしまして、中京競馬場のスタンド改修計画や、大会参加者の減少、財政上の理由があったというふうに聞いております。

以上で答弁を終わります。

No.138 ○議長(伊藤 清議員)

原田健康福祉部長。

No.139 ○健康福祉部長(原田一也君)

健康福祉部に保育園に関するご質問を5点いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1つ目の、本市の保育料の現状は他市と比較して高額か、についてでございます。

本市の保育料は、国の徴収基準に対する保育料の割合を示す弾力徴収率は、平成24年度の決算数値で、愛知県下38市のうち回答のあった26市の中で、高いほうから10番目で、61.4%でございます。

県内で真ん中より少し高いところにあるのかなというふうに思っております。

次に2つ目、保育士の現状についてでございますが、正職と臨職の保育士の数についてのお尋ねですが、市内10保育園の保育士の数は、今年度8月1日現在で213名でございます。

このうち正職員は78人、クラスを受け持つフルタイムの臨時職員は61人、早朝・延長保育担当などの保育士が74人となっております。

限られた人員の中で、正職員、臨時職員を適正に配置し、保育の質を下げることのないよう努めてまいっておるところでございます。

3つ目の、派遣職員の予算執行についてでございますが、平成25年度当初予算でお認めいただきました保育士の派遣にかかる予算につきましては、臨時職員の確保により、執行するに至っておりません。

4つ目の、0歳から2歳児の待機児童の現状はについてでございます。

本市においては、今のところ、国の定める待機児童としてはおりません。

ただし、保護者が希望する園に入園できるかという点、平成25年7月末で約6%、人数にして14人が、希望園以外での入園をしていただいております。

年々、入園希望がふえている状況を見ますと、近い将来には、待機児童が生じる可能性は否定できないと思っております。

そこで今年度、子ども・子育て新制度の事業計画策定に向けたニーズ調査を実施いたします。

ニーズ調査の目的につきましては、幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援の利用状況を把握するためのものがございますので、平成27年4月からの保育園・幼稚園等の受け皿の必要量を算出して、事業計画策定へ反映させていきたいと考えております。

その結果を踏まえて、待機児童ゼロを維持していけるよう研究してまいります。

また、ニーズ調査の実施と並行して、現実的な希望保育園への入園のための施設確保について研究してまいりたいと考えております。

次に5つ目の、各園からの要望事項は十分聞いているかということでございます。

毎年、翌年度以降の予算編成、実施計画等に反映できるよう、各施設の現状や要望については、各園ごとにヒアリングを実施しております。

こうしたヒアリングをもとに、施設の要望等を精査し、保育室のエアコン設置やトイレの洋式化など、順次実施しているところでございます。

今年度も、既に全園のヒアリングを終え、集約が完了しております。

各園からは、延長保育を希望する園児の増加に伴う延長保育士の配置、備品の購入、園舎の整備や修理に関する要望などが上がっております。

これらにつきましては、最終精査の上、予算を有効に使うべく、優先順位をつけて順次実施してまいりたいと考えております。

終わります。

No.140 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

平野龍司議員。

No.141 ○13番(平野龍司議員)

一通りご答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、豊根村のキャンプ場の件について再質問させていただきます。

ご答弁によりますと、38年経過し、かなり老朽化して、現在のキャンプ場は使用できないんじゃないかというようなご答弁で、来年度は美浜のほうで行うというような回答でありました。

この宿泊棟の利用について、現状、小学校は宿泊棟を雨以外のときに使っているのか、また中学校は人数が多いですので、どの程度この宿泊棟を使用しているのか、ちょっとお聞かせください。

No.142 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.143 ○教育部長(津田 潔君)

小学校は、25年度から1泊2日で野外活動を行っております。

小学校5年生が行くわけですが、中央小学校は、児童数が多いものですから単独で参りますが、ほかの小学校は、2校合わせて参ります。その関係で、大体200名から250名ぐらゐの規模で参ります。

その関係で、宿泊は、テントに半分泊まり、宿泊棟に半分泊まりということになっております。

そして中学校につきましても、3中で一番多いのは沓掛中学校であります、260名、それも半々でテント場と宿泊棟に1泊目は分かれまして、2泊目は民宿で泊まっております。

以上です。

No.144 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.145 ○13番(平野龍司議員)

宿泊棟のほうもかなり利用しているということで、なしでは行えないというお話ですが、先ほど、今年度から小学校が1泊になったというお話でしたが、これについて先日、議長懇談会の中でもお話が出たんですが、父兄に対して説明がないということでしたが、これについて、小学校の1泊について、また来年からのキャンプも1泊になるかと思いますが、美浜でやるという父兄に対しての説明、これをどのように行っておりますか。

No.146 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.147 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、少しお話をいたしますが、小学校が1泊2日になったという関係は、先ほど豊根のキャンプ場の条件の中に、医療体制の整備というのがございました。その関係で、土曜、日曜、休日の医療体制を考えると、やはり心配がございましたので、平日で活動できる日程を組んだ関係で、1泊2日というふうに変更しております。

これは、各学校を通じてPTAの皆様にもお知らせしてある話ではありますが、保護者の皆様に周知徹底していないというようなことであれば、今後のちょっと反省点にしたいと思っております。

それで、26年度の話になるわけですが、26年度、教育委員会としましては、引き続き豊根村で野外活動を行っていきたいということを思っておりますが、先ほどご答弁申し上げましたように、医療体制、防犯体制、それから施設の整備等々の条件整備を進めている中で、この中でもしも豊根のほうに行けなくなった場合、子どもたちがその年、野外活動をどこでも行うことができない、そういう最悪の事態を招かないようにということで、26年度は美浜少年自然の家、こちらのほうを予約している状況であります。

来年度以降、また1泊2日で行くのか、2泊3日になるのかというのは、先ほどお答えしましたように、ことし1泊2日でやっておりますので、各学校の反省会といいますか、課題・問題点等を挙げて、また教育委員会のほうで検討していきたい、そのように考えております。

以上です。

No.148 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.149 ○13番(平野龍司議員)

そのキャンプ場の使用について、来年度は美浜で行うということですが、これはもう決定事項ですか、それとも、豊根の改修ができるようであれば豊根でやるという、どちらかの選択ということよろしいでしょうか。

ちょっとお答えください。

No.150 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.151 ○教育部長(津田 潔君)

美浜の少年自然の家については、予約をしております。

それで26年度は、今から豊根村との協議に入りまして、今現在の野外教育施設が改修できるのか、改築・建て直しができるのか、それから、先ほど壇上でご質問をいただきました旧三沢小学校、そちらの廃校になっている施設、そちらのほうも活用できるかどうか。

その辺のところは、教育委員会としましては、今、現在の野外教育活動の場所で引き続き行いたい、そのように思っておりますが、こちらのほうも豊根さんからの借用物件でありますので、豊根村との協議を早急に詰めて、それで結論を出していきたい、そのように考えております。

以上です。

No.152 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.153 ○13番(平野龍司議員)

ちょっと別の話になりますが、豊明小学校でことしキャンプのとき、キャンプファイヤーをやらなかったという話を聞いたんですが、これはことしだけに限らず行われていないというようなことはあるかと思いますが、キャンプに行ってもキャンプファイヤーをやらない、これは教育長のいない教育委員会みたいなもので、キャンプにはキャンプファイヤーはつきものというような考えでありますが、この点についてどのように父兄の皆さんに説明、どういう経緯でやらなかったかということをちょっとお答えください。

No.154 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.155 ○教育部長(津田 潔君)

私も詳しい経緯というのは承知しておりませんが申しわけございませんが、野外活動というのは、教育課程の一部に位置づけられておりまして、その教育課程といいますと、大

きく言いますと教科とか道徳、総合的な時間、外国語の活動、こういうものでありまして、こういうものは、校長が編成するということになっております。

ご質問の中で、豊明小学校がキャンプに行つてキャンプファイヤーを行わない。たしか豊明小学校は2日目の午前中に、スキー場のあります萩太郎山ですか、あちらのほうに登山を行うというふうに聞いておりましたので、前日は子どもたち、児童の体力消耗を抑えるためにキャンプファイヤーは行っていないのではないかとこのように聞いております。

以上です。

No.156 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.157 ○13番(平野龍司議員)

子どもたちがキャンプファイヤーをやったからといって、どれだけの体力を消耗するかということですね。そんな大した消耗はしないと思います。

僕自身、ボーイスカウトとか子ども会において、リーダーの育成に力を入れてきて、そのリーダーの育成を20年近くやってきました。キャンプについては、多少皆さんより知識があるかと思ひます。

そこで、教育長にちょっとお聞きしたいんですが、野外教育活動、キャンプで、子どもたちに対して何を教え、何を伝えていくものかというふうに捉えておみえになりますか。

No.158 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願ひます。

市野教育長。

No.159 ○教育長(市野光信君)

お答えいたします。

キャンプを通じて、場所的には、非日常的なところ、それから豊かな自然、それから深い緑、そういったような場所で、日ごろ体験できないようなこと、そういったことを通じて集団宿泊ということ、ルール、それから規律、それから友だちと仲よくしていく、協力し合うと、そういったようなことを学んでいくべきだということに考えております。

以上です。

No.160 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.161 ○13番(平野龍司議員)

キャンプ、2泊3日を通じて、いろいろな子どもたち、思い出づくりだけでも結構です。それでキャンプによって友だち同士でいろいろ2泊3日を過ごす間に、協力し合うこと、それから野外クラフト等でいろんなものを創造する、考える力、そういった創造力、また危険を回避する判断力、そして決定する決断力とか、そういったいろいろなものが教育できるかと思えます。

さっき三沢小学校の話も出ましたが、この三沢小学校の改修に対する費用、国の予算も含めて、費用はどれほど必要だというお考えですか。

No.162 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.163 ○教育部長(津田 潔君)

先ほどもお答えいたしましたように、改修費用につきましては、今の現行の野外教育センター、それから三沢小学校の活用についても、具体的には検討してございません。

おっしゃられましたように、豊根村教育委員会にお願いして現地のほうは確認しておりますが、具体的にどちらで、どのような費用がかかるかというのは、今、現在、検討してございません。

以上です。

No.164 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.165 ○13番(平野龍司議員)

まだこれから検討していくというお話でしたが、先日、教育委員会等で現地に見学に行かれたと思いますが、その現地に行かれた各教育委員さん、学校の先生も行かれたかどうか知りませんが、感想等ありましたらお伝えください。

No.166 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.167 ○教育部長(津田 潔君)

豊根村の視察につきましては、現状のキャンプ場、それから旧三沢小学校、両方を小学

校、中学校の各校長、そして教育委員会の教育委員の皆さんにも、両方ごらんいただきました。

それで教育委員会会議としての方針といいますか、決定事項としましては、やはり従来の野外教育センター、今やっている野外教育センターで引き続き行うほうがよいという感想といいますか、結果をいただいております。

何分、三沢小学校も地理的なものもございまして、今のキャンプ場からまたバスに乗って30分程度行程も長くなるということも、現地に行ってみてわかりました。

できれば、現在のところで引き続き行っていきたいという教育委員会の意向はございますが、やはり豊根村さんからお借りしている施設、それから豊根村さんの旧三沢小学校ということもございますので、豊明市の教育委員会の意向だけでは、この話は進めるということは難しいというふうに考えておりますので、早急に豊根村と協議に入りたい、そのように考えております。

以上です。

No.168 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.169 ○13番(平野龍司議員)

これだけで終わっちゃうといけませんので、次に進みますが、キャンプ場については、これから豊根村と協議に入るということとございますが、現在のところ、改修するにしても、三沢小学校を改修してキャンプ場に持っていくかについても、よく検討していただきたい。

先ほど、条件として医療面とか防犯面とかいろいろありましたんですが、こういった点についても、十分現在でもクリアできているんじゃないか、そんなに大きな問題になるよをことではないというふうに私は考えます。

医療面についても、大した大きなけが、病気等がなければ、今まででもそんなにはなかったんじゃないかと思えます。

また防犯対策についても、じゃあ今まで過去、不審者が侵入してきたかというようなお話も聞いたことはありませんし、十分これもクリアできていると思えます。

いずれにしても、現在のキャンプ場を継続して使用するか、三沢小学校に移転するのか、そこら辺については、豊根村と十分協議して決めていっていただきたいというふうに思います。

それからキャンプについては、事前に各学校の先生たちに、キャンプカウンセラー等の研修を一度やっていただきたいというふうに思います。

キャンプファイヤーについても、ただ火を囲んで過ごすというだけじゃなしに、その中にいろいろ役割分担とか、キャンプファイヤーは、儀式に始まって儀式に終わるという非常に厳かな点もございまして、そういった点も、キャンプカウンセラーの講習会を各先生方に行

って進めていっていただきたいというふうに思います。

時間がないので、次に進みます。

保育園についてですが、保育士、特に臨時職員の待遇について、現在、保育士の待遇については、時間給ということでやっているかというふうに思います。

他の市町に比べてもそんなに大きな差はないかと思いますが、特に私が要望いたしたいのが、臨時職員に対する経験加算、1年目の人も10年目の人も時間給が一緒というのは、ちょっとこれは職員さんに対してやる気というか、意欲が薄れるんじゃないかというふうに思いますので。

前は年間の賞与というか、賞与まではいかないけれど、手当なんかも出ていたときもあるかと思いますが、この経験加算、例えば1年時間10円でもいいと思います。これを10年重ねればかなりの額になってくると思いますので、経験加算をつけるということについて、お考えをお願いします。

No.170 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.171 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

平野龍司議員から、人材確保だとかモチベーションということで、臨時職員、特に経験加算ということでのご質問でございます。

まず、臨時職員の単価につきましては、毎年、各担当課とヒアリングをして、どういった職種の臨時職員を幾らにするのかということ、毎年見直しておりますので、全体的な見直しというのは、そこで図っていくということが可能となっております。

ただ、2番目におっしゃられた経験加算につきましては、地公法上の規定等の解釈によりますけれども、なかなか2年目以降、3年目以降とか、例えば5年やった、10年やったときに加算していくというのが難しいというふうに考えております。

ただ、それでは、最初に申し上げたモチベーションもそうですし、人材の流出ということもございます。

1つの方法として、そういった臨時職員の方を非常勤の一般職、当市においてはまだ条例化されておりませんが、いわゆる嘱託職員のような形で雇用をすると、月給制になります。

賞与もつけたりとかもできることになりますので、そういったこともひとつ考慮に入れてやっていくべきだということで、予算との兼ね合いもございますので、何人ほどそういった職員にしていくのかというのは課題が残るわけですが、現在、そういったことで、単価を経験年数で上げられない分、職を変えて雇用していくということを現在考えております。

以上です。

No.172 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.173 ○13番(平野龍司議員)

今の答弁、大変いいと思います。経験によって嘱託職員に切りかえるという待遇改善、非常にいいんじゃないかと思います。

今の答弁の中にありました、保育士が市外に待遇改善を求めて流れていくというようなこともかなり聞いておりますが、今年度というか、昨年から今年度にわたり、よそへかわっていった保育士、何名ほどおみえになりますか。

No.174 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.175 ○健康福祉部長(原田一也君)

平成 24 年度末で私どもがつかんだ数字は、12 名でございます。

終わります。

No.176 ○議長(伊藤 清議員)

平野龍司議員。

No.177 ○13番(平野龍司議員)

12 名という、かなりの人数になります。こういった方に対しても、豊明市がもう少し配慮すれば、人員確保はできたことだと思います。

先ほどの行政経営部長の答弁にありましたように、経験加算は難しいということなら、嘱託職員に切りかえるとか、そういった配慮をぜひともやっていただきたいというふうに思います。

それから、産休職員に対することですが、これについては、ただ単に臨時職員として採用するというだけじゃなしに、任期付の職員、こういったものに切りかえるということはどうでしょうか。

ちょっと答弁願います。

No.178 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.179 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

産休代替の職員についてということでございます。

豊田市などでは、任期付の保育士として任期を決めて、ほぼ3年ということが多いと思いますが、3年の間、任期を決めてやるというような、雇用するというようなことが実施をされております。

当市においても、先ほどのパートの処遇の改善とあわせて、このことについても考えております。

ただ、先ほどの嘱託職員と任期付職員、そういった改善を行っていきますと、人件費だとか物件費が、やっぱり億単位で新たな財源が必要となってくるということもございますので、そういった方向で考えておりますが、最終的に何人をそういうふうにするということは、担当課とよく話をして、最終的な人数だとか雇用の方法ですね、試験をやるのかやらないのかと、いろいろありますので、そういったことも総合的に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.180 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間、あと約2分になります。

平野龍司議員。

No.181 ○13番(平野龍司議員)

ぜひ前向きな方向にいていただきたいと思います。

それから、3歳児未満、0歳児から2歳児の対策についてですが、1つ提案したいと思っております。

前後駅周辺の空き店舗を利用して、そこを託児所というか、ベビーセンターというか、そういったものに改善していくと、空き店舗解消、子育て支援、また、そういったところにシルバー人材センターに仕事を与えてやれば、一石三鳥というふうなことにもなるかと思っておりますが、そこら辺のお考えはないでしょうか。

No.182 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.183 ○健康福祉部長(原田一也君)

先ほどもお答えしましたが、保護者が希望する保育園に入園できないという実態がございます。

空き店舗の利用や、既成の無認可保育所の活用などは、市内の比較的便利な地域に新たな保育施設をつくるよりも、はるかに経済的でございますので、今後の施策としては有効であるというふうに考えております。

終わります。

No.184 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間わずかです。

平野龍司議員。

No.185 ○13番(平野龍司議員)

じゃ最後に、とよあけマラソンについて市長のご意見をちょっとお聞きしたいんですが。

これは、豊明市をPRする絶好のチャンスだと思います。施設に関しても、イベントにしても、絶好のPRイベントだと思いますが、この件について市長のお考えをお聞きします。

No.186 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.187 ○市長(石川英明君)

平野議員から熱いメッセージをいただきました。

もちろん、ぜひ体協なり、チョコッとマラソンをやっておみえになる方たちからそうした要請があれば、一遍…。

(終了ベル)

No.188 ○議長(伊藤 清議員)

時間になりましたので、市長。

No.189 ○市長(石川英明君)

検討したいというふうに思います。

No.190 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、13番 平野龍司議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時 15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時12分休憩

午後1時15分再開

No.191 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 藤江真理子議員、質問席にて質問願います。

No.192 ○6番(藤江真理子議員)

それでは、議長のご指名を受けましたので、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、防犯カメラの適正な設置・運用の条例化をです。

まちを歩けば、至るところに今、防犯カメラや監視カメラが設置され、無意識のうちにそれが当たり前前の生活になっております。

銀行のATMはもちろん、コンビニやスーパー、ガソリンスタンド、マンションや個人住宅の玄関先など、数知れません。

愛知警察署管内、こちらは豊明、東郷、日進、長久手、こちらでの犯罪の発生状況を見ますと、ことし1月から7月までの累計ですが、昨年度と同時期に比べ、刑法犯の総数で1,945件、これは昨年度と比べマイナス9.4%となっています。

豊明市だけを見ますと515件、これは、同時期に比べマイナス17.3%と減っております。

人口が増加している長久手市のみが、この刑法犯の全体の数が伸びている状況です。

また、豊明市と接している隣の緑区、緑署が出している校区別発生状況を見ましても、自転車やオートバイの泥棒が、前年度同時期に比べ2桁でふえております。

もう少し豊明を詳しく見ていきます。

特徴的なのが、侵入盗、つまり空き巣が前年同時期に比べ35.6%もふえ、80件既に発生しております。この伸び率は、長久手市以上です。

生活安全課にお聞きしたところ、80件のうちの半数は一般家庭が、残りの半数はお店や工場の空き巣で被害に遭っていることが、豊明市の場合、大きな特徴になっているそうです。

車上狙いは大幅に減っていますが、自転車の泥棒が76件で、少し上回っております。

ちなみに、平成25年度上半期、こちらは1月から6月の暫定値ですが、犯罪発生多発学区ランキングというものがあまして、犯罪別に統計が出ています。

先ほど述べました豊明市の特徴の空き巣、侵入盗では、県内ワーステンの中の第8位に沓掛学区が入っています。

こうしたことから、市民の体感治安としては良い状態であるとは言えません。

そのため、行政や警察任せにせず、地域ぐるみで自主的な防犯活動が行われるなど、

自治の意識も芽生えてきております。

犯罪抑止という点で、補助的な手段としての防犯カメラは、今後も普及していくと予測されます。

その功罪、メリット、デメリットを考えると、公共な場所などに向けられた防犯カメラの運用には、プライバシー保護などの観点からも、より適切な管理が求められます。

現在、市が管理しているカメラについて調べますと、前後駅や市営地下駐車場、中学校3校、図書館、文化会館、福祉体育館に合計55台設置されています。

この中には、録画機能がついているもの、ついていないものがあると思いますが、お聞きします。

これらのカメラを設置された経緯と、実際に運用されているその実態についてお答え願います。

No.193 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.194 ○市民生活部長(石川順一君)

6月に、施設管理のみでなく犯罪抑止効果を目的として、前後駅前広場に設置いたしました。これが防犯カメラ3台と、エレベーター塔屋の2台でございます。

これは、3月に制定いたしました豊明市防犯カメラの設置及び運営に関する要綱で管理運用をしております。

ほかの施設、福祉体育館、文化会館、図書館、前後駅地下駐車場につきましては、施設管理者が施設を管理するために設置しておるカメラでございます。

また、市内の3中学校に設置しておりますカメラについては、豊明市立学校防犯カメラ設置及び運用に関する要綱で管理をしております。

終わります。

No.195 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.196 ○6番(藤江真理子議員)

今、ご説明くださったカメラについての管理責任者なんですが、中学校は各校長先生、いろんな各、文化会館や福祉体育館といったところの施設管理のためであるそのカメラの責任者というのは、どなたでしょうか。

また、その画像の保管期間、3月につくられた要綱の中には、画像を2週間以内保存す

るというふうに書かれています、実際のところ、どのくらい保管され、どのように消去されているのか、お願いします。

No.197 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
石川市民生活部長。

No.198 ○市民生活部長(石川順一君)

カメラの管理責任者でございますので、それぞれ施設の長が管理をしていくということで考えております。

また、要綱にもございます14日以内ということでございますけれども、その管理のところがそれぞれの中で14日以内ということで運用されておると思います。

終わります。

No.199 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.200 ○6番(藤江真理子議員)

では、ことし6月に設置された前後駅の場合なんですけれども、その管理者というのは、もう一度お願いします。

あと、実際にそういった映像は、どこでどなたがどのように消去されているのでしょうか。

No.201 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
石川市民生活部長。

No.202 ○市民生活部長(石川順一君)

前後駅前広場につきましては、私ども市役所の中では、土木課のほうが管理することになっております。

その実際のことについては、私どものほうではちょっと把握をしてはおりません。

終わります。

No.203 ○議長(伊藤 清議員)

横山経済建設部長。

No.204 ○経済建設部長(横山孝三君)

前後駅デッキにつけました防犯カメラでは、データは12日間SDカードに保存されて、それ以降は、上書き保存されるということでございます。

終わります。

No.205 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.206 ○6番(藤江真理子議員)

事業者さんとか個人が設置するカメラまでを把握するのはとても難しいことですが、公共の場所、つまりいろんな不特定多数の人が通行したり利用したりするそういった場所を映しているカメラについて、市はどこまで把握できていますでしょうか。

No.207 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.208 ○市民生活部長(石川順一君)

先ほど申しましたように、市が管理しておる防犯カメラについては、55台という形でございます。

今、おっしゃられましたほかのところはどのぐらい設置しておるかにつきましては、公共的なところを映しておるところはそれほど多くないとは思っておりますけれども、具体的な数字まではちょっと把握しておりません。

No.209 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.210 ○6番(藤江真理子議員)

私的な場所ではなく、そういった公園や道路といった公共の場所については、市民のプライバシーを保護するという点では、野放し状態であると言えますでしょうか。

市は、このことについてどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

No.211 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.212 ○市民生活部長(石川順一君)

野放し状態と申しまして、私どものほうが考えておるのは、まだ、それほど設置をして
おる方はみえないのではないかというふうに考えております。

No.213 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.214 ○6番(藤江真理子議員)

では②の、カメラ設置による犯罪の抑止効果とその検証はしていますか。

No.215 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.216 ○市民生活部長(石川順一君)

前後駅前広場に設置されましたカメラにつきましては、設置が本年6月ということもありま
して、設置により犯罪の抑止効果があるかどうかについては、まだ検証ができておる
段階ではございません。

ただ、他市町から、あるいは警察から、カメラ設置だけでなく、ダミーカメラですとか、「カ
メラ監視中」というような看板などにも抑止効果があると、そういうことは聞いております。

終わります。

No.217 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.218 ○6番(藤江真理子議員)

前後駅につきましては、ことし6月の設置ということで、今後、きちっと検証されていかれ
るのでしょうか。つけっ放しでそれでよいというふうに考えているのでしょうか。

No.219 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.220 ○経済建設部長(横山孝三君)

前後駅に設置しました3台の防犯カメラについての抑止効果でございますが、犯罪件数、特にわいせつ事案につきまして、愛知署生活安全課に聞き取りをいたしましたところ、前後周辺のデータではなくて、豊明市内のこししの1月から設置した6月までの半年間で、24件のわいせつ事案があつて、月平均4件発生しておりました。7月は0件、8月に入って1件となっております。

これは、市内全体のデータでありますので、設置した防犯カメラとの関係は定かではありませんが、わいせつ事案については減少しております。

防犯カメラを設置したからすぐ効果があらわれるかは判断できませんが、抑止効果は十分発揮されていると考えております。

終わります。

No.221 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.222 ○6番(藤江真理子議員)

愛知警察本部の生活安全部がこし3月に出した防犯カメラ普及促進事業検証報告書というのがあります。

こちらは、昨年度、愛知県警が防犯カメラの設置の効果に注目をしまして、県内で5つの小学校区をモデル地区に指定しました。防犯カメラの貸し出しをし、防犯カメラがどれだけ効果があつたかということを実験を実施したその取りまとめた報告書です。

これを見ますと、5つの小学校区のモデル地区の中でも、犯罪の認知件数が減少して効果があつたところもちろんありますが、逆に、設置していても件数がふえた学区もあるわけです。

そこでは、その報告書の中では、そうした要因、詳細な分析は必要であるということが書かれてあるんですが、先ほども部長さんが言われましたその抑止効果、事件が起きた後の犯人検挙には、とてもカメラの画像というのは役に立っていることは、いろんなニュースなどからも、もう皆さんご承知ですけれども、一方で、そういった犯罪の抑止という点での効果は、必ずしも有効だと断言できるというふうではないということも、昨年度のそのモデルの中で出てきています。

そのあたりは、市はきちんと承知した上で設置されているのでしょうか。

No.223 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.224 ○市民生活部長(石川順一君)

確かに、事前の抑止効果につきましては、PR効果はあるんですが、例えばカメラのないところでの犯罪とか、そういったものも含めて考えれば、必ずしも防犯カメラを設置したから市全体のものが減るかと言われますと、そうでもない部分もございますけれども、少なくともその設置した部分についての抑止効果はあるのではないかなというふうに思っております。

終わります。

No.225 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.226 ○6番(藤江真理子議員)

なので、この前後駅のカメラをきちんと今後、検証して行ってほしいと思います。

先ほどのその報告書の中には、昨年度、県が実施した世論調査がありまして、防犯カメラに関する意識調査の結果も出ていました。

その中の一部をご紹介しますと、「あなたは、街頭などに防犯カメラを設置することにより、どのような効果があると思いますか」という設問に対して、複数回答ですが、一番多かったのが、「犯罪の捜査に役立つ」が 85.5%、「犯罪の発生を抑止できる」が 74.8%です。

「あなたは、防犯カメラで撮影されることに不安を感じますか」という設問に対して、「感じない」、「どちらかといえば感じない」を合わせると 80.8%の方が、カメラの設置にそれほど抵抗がないような結果が出ています。

「街頭への設置について、あなたはどう思いますか」という問いに対して、「積極的に設置すべき」が 35.2%、「プライバシーに配慮した上で設置すべき」が 59.2%という結果が出ています。

一昔前ですと、そのカメラの設置に賛成か反対かという議論になっていたんですが、こうした結果からも、時代の変化、世論の変化で、かなり防犯カメラ設置に対するハードルというのか、県民、私たちの意識というのか、容認するという方向に今、向いているなというふうを感じるんですが、豊明市に住んでいる豊明市民が求める安心・安全と、プライバシーの保護について、市は今後どのような基本姿勢で展開していくのでしょうか。

私たち市民が安全や安心を過剰に求めれば、いろいろ監視カメラ社会になっていってしまいます。

一自治体だけの問題ではないかもしれませんが、現に警察は、カメラの設置を推奨しております。設置の促進に向けて、7月下旬にはシンポジウムを開いたりしています。

豊明市が安心・安全なまちづくりとして今後、どういう基本姿勢で防犯に取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

No.227 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.228 ○市民生活部長(石川順一君)

防犯カメラの設置は、設置することによる犯罪抑止効果から、安全で安心して暮らせるまちづくりにつなげることを目的としております。

カメラの設置については、設置者がその管理する施設の権利、利益を保護するために設置するためのもので、市がカメラを設置することを規制や制限するものではないというふうに考えております。

愛知県がことし3月に策定しました防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、それに沿った形で、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護に努めてまいりたいと思っております。

また、市が設置しましたカメラで撮影された映像の取り扱いについては、市が所有する情報として取り扱うこととなりますので、情報公開条例ですとか、個人情報保護条例により、情報の保護、プライバシーの保護、そういったものを行っていくものでございます。

終わります。

No.229 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.230 ○6番(藤江真理子議員)

具体的にですが、仮に豊明の市民だとか区や町内会などの団体から、公共の場所が映るところでの防犯カメラの設置の要望が出てきた場合、市はどのようなふうに対応されていくのでしょうか。

No.231 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.232 ○市民生活部長(石川順一君)

設置の場所等もでございますけれども、私どものほうでその設置ができるのであれば、そういった形でご要望に応じていくことになるかなと、そういうふうには思っております。

終わります。

No.233 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.234 ○6番(藤江真理子議員)

カメラの設置に、行政が設置を推進している自治体、設置することを補助している自治体も幾つかふえて出てきているんですが、隣の名古屋市が、1台につき限度額 24 万円、1台につき3分の2、これは町内会や自治会などを対象にしています。

安城市さんは、駐車場の防犯カメラの設置補助制度を設けており、録画装置一体型カメラですと、上限が8万円。

豊田市さんは、限度額が 80 万円。これはことしの6月からスタートしたんですが、8月の末の時点で既に予算額の4分の1の申し込みがあるそうです。

こちらも自治区や自主防犯団体には5分の4、貸し駐車場所所有者、管理者には2分の1の補助をしますが、ここに要件がきちんとあります。

それは、公共の場所を映すということ、5年間は継続して利用するという、あとその住民の同意、市税が滞納がないだとか、豊田市はこれは条例ができたんですけども、設置運用基準をきちんと作成して出すということが出ています。

あと、先ほど長久手市でやはり人口増加に比例して犯罪の件数もふえているということを書きましたが、長久手の住民の方たちも、犯罪の不安から、カメラの設置を行政側に要望を出してみえたわけなんです、なかなかすぐにはできないということで、住民の皆さんみずからが資金を出し合って設置というふうになっております。

長久手市さんは今、その設置の運用に関してガイドラインづくりをしています。これはきちんと市民にも意見を聞いておられます。

そういったことも踏まえて、③になるんですが、市民のプライバシー保護と、適切な運用管理を明確にした条例を制定すべきと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

No.235 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.236 ○市民生活部長(石川順一君)

豊田市等で、そういった補助制度を創設されておるということは聞いておりますが、今、豊明市において、そういったような要望がございませんので、今のところ補助制度ということまでは考えてはおりません。

また、県内では、要綱で定めている市が、本市を含めて 14 市、規則で 2 市、それから 1 市と愛知県がガイドラインという形で定めておみえになります。

条例で定めてみえるのは、今おっしゃられましたように豊田市だけでございまして、本年6月に条例で定めて、それはおっしゃられますように、市以外に行政区ですとか商店振興組合、鉄道事業者ですとか企業、そういったところが往来に向けて防犯カメラを設置したいという要望が非常に多くて、それを無秩序なカメラ設置を防止しなきゃいけないということで、条例を制定されたということで、設置者の責務ですとか、条例に違反した場合の措置などを盛り込んだものでございます。

本市においては、今のところ、市が施設管理を行うそういったためのカメラでございませぬ。

また、その撮影された映像などの保護については、市が持つ情報ですので、個人情報保護条例、あるいは情報公開条例によって措置が定められておりますので、現段階では、カメラ設置に対する条例化、そういったものは考えておりませぬ。

終わります。

No.237 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.238 ○6番(藤江真理子議員)

では、そうしますと、要望がたくさん出てきたら、出てきてから条例化も考えていくということではよろしいですか。

No.239 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.240 ○市民生活部長(石川順一君)

一応、そのような形で考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っております。終わります。

No.241 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.242 ○6番(藤江真理子議員)

今、要綱と条例という言葉が出てきました。

その要綱と条例、言葉の違い、いろいろ定義があるわけですが、要綱で定めているからよいという考え方をされてはいますが、そもそも、その要綱と条例の違いをどのように理解な

されていますか。

No.243 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.244 ○市民生活部長(石川順一君)

条例につきましては、住民の方に義務を課したり、権利を制限すると、そういった場合には、こういった条例によってやらなければならないということが明記されておりますので、そういったことだと思っております。

終わります。

No.245 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.246 ○6番(藤江真理子議員)

今後、そういった設置の要望が出てきた場合に、要綱はあくまでも行政内部のルールであるというふうに私は認識しております。

この公共の場所を映すという点でも、私たち市民が求める安心・安全もちろんそうなんです、それと同じく市民が求めるプライバシーの保護、この両方のバランスをきちんと配慮することが求められるんじゃないでしょうか。

そういった基本的人権の擁護を前面に位置づける、つまり縛りのある条例というものが、市として安全・安心なまちには必要ではないんでしょうか。

No.247 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.248 ○市民生活部長(石川順一君)

おっしゃられるとおりでございます。

これから、そういった団体等、ふえてまいりまして、そういったことが危惧される、プライバシーの保護をしっかりとやらなきゃいけないような場合が危惧されるような状況になれば、当然、そのようなことも考えていくことになると思います。

終わります。

No.249 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.250 ○6番(藤江真理子議員)

では、今後、ふえていくようなことがあれば、きちんと議論に乗せて、賛否両論いろんな議論に乗せてルール化して行ってほしいと思います。

あと、これは関東のほうでそういった条例を制定しているところですが、いろいろな凶悪事件が起きたりだとかして、そういった住民の関心が高いということで、いろいろ防犯カメラに関する条例を制定しているまちが幾つかあります。

もう5～6年以上前にそういった条例を設置しているところの担当の職員の方が言っていて、ちょっと印象に残っているんですが、そこはカメラ設置を推奨しているんですけども、よく「犯罪が起きないまちづくり」というキャッチフレーズがいろんなまちであると思うけれども、そのまちでは、「犯罪を起こしても、必ず捕まってしまうまちとして、カメラは有効な手段だと思う」というふうに、その自治体の考え方ですよね、でやっているところもありました。

先ほど部長さんは、今後、ふえていくようであればきちっと議論に出して行ってくださるということなので、お願いしたいと思います。

2つ目の質問に移ります。

広報広聴の戦略に Facebook 活用をです。

行政が情報を発信する手段の1つとして、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアを有効に活用していくことを提案いたします。

行政の基本的な役割は、市民福祉の向上と市民負担の軽減であると理解しています。

この両者は矛盾するものでありますが、その整合性をどう図り、調和させ実現していくのが、職員皆さんの腕の見せどころだと私は思います。

誰も経験したことのない少子高齢・人口減少社会に向かう時代だからこそ、行政はこれまで以上に市民協働の視点が欠かせません。

協働の前提には、当然、市民と行政との情報共有が必要です。

特に、時代を牽引していく若い世代とどうつながっていくかが課題です。

広報広聴の仕事は、市民が親しみを持てる行政情報をタイムリーにいかにわかりやすく提供し、市民と共有できるかが鍵です。

広報広聴の戦略次第で、今後の市民と行政とのかかわり方を決定づけていくと言っても過言ではないと思います。

それでは、お聞きします。

行政として、これまでにフェイスブックなどのソーシャルメディアの活用を検討されたことはありますか。

No.251 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.252 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

フェイスブックを初めといたします双方向の通信を利用したものがどのようなものか、どのように活用し、事業展開ができるのかというのを、担当職員が研修に出席したり、活用事例を情報収集をいたしましたことはございますが、正式に広報広聴としてやるというようなことで庁内で検討したことはございません。

ただ、昨年度に策定をいたしました情報化推進計画の中で、ソーシャルメディアの活用ということで、フェイスブック、ライン、ツイッター等については、積極的な活用を検討すると、効果的な情報化を図るということになっておりますので、その線に沿った形で検討をする必要があるというふうに考えております。

以上です。

No.253 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.254 ○6番(藤江真理子議員)

検討していく必要があるというふうにお答えになりました。

すぐに導入できない理由は何でしょうか。

No.255 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.256 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げた双方向性ということになりますと、市役所のほうから情報を差し上げて、市民の方から情報をいただいて、またそれに対して返事をしていくということが双方向になってくるわけです。

そうなりますと、今のホームページや広報のように一方的に情報を流すというよりも、その場でまた返ってくるものですから、またそこで住民の皆さんにお返しをしないといけないということになってきますと、相当なそれにかかる人員が必要となってきます。

費用も増してくるというようなことで、その方法をとるのであれば、そういった体制もしいた

上でやらないといけないということになりますので、すぐにはできないということになるかと思えます。

以上です。

No.257 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.258 ○6番(藤江真理子議員)

ほかの自治体で既に導入しているところなどを、把握はなさっていますでしょうか。

No.259 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.260 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

有名なのは、佐賀県の武雄市なんかは、市長に帯同して秘書がどこに行くにもついて行って、そこで市長がいろんなこととお話しされるのを、もうすぐにリアルタイムで情報を流しているというようなことは聞いたことがございます。

県内でも、岡崎市や小牧市、長久手市、尾張旭市などが、そういったことを取り組んでいるということは承知をしております。

以上です。

No.261 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.262 ○6番(藤江真理子議員)

今回、また調査をしてみました。

フェイスブックやツイッターを利用している自治体について調べてみました。

これは愛知県内の38ある市のうち、豊明市を除く37市、プラスお隣の東郷町と東浦町、全部で39市町に電話でお聞きしました。

円グラフの青い部分が、現在、フェイスブックだったりツイッターだったり、利用しているところです。

この青い中には、ことしの秋から始めるところ、もう来年度にはやるという前向きな自治体が3つあるんですが、それも含めて19利用しているというところに入っています。

赤いところは、現在、検討中。

緑色の4自治体は、まだ検討する前の段階という回答がありました。

これ以外に、先ほども出た友好自治体の豊根村さんも見ましたら、フェイスブックをやっておられました。ヘリポートの竣工式の様子も、写真とちょっとしたコメントで出されていました。

いろいろこういった近隣の、愛知県内ですけれども、これをごらんになって、どのような印象を受けられましたか。

No.263 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.264 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げた市の数より随分多いなど、19 団体が取り組み、または取り組みをされるということですので、私どもも、功罪いろいろあると思います。メリット、デメリットを検証して、早急に結論を出さないといけないなというふうに今、感じました。

以上です。

No.265 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.266 ○6番(藤江真理子議員)

先ほど、すぐに導入できない理由をお答えになられましたが、導入することによるメリットは、どのように捉えていらっしゃいますか。

No.267 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.268 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

やはり、リアルタイムで行政の情報が、そのまんまの形で市民の方にお届けできるということが第一だと考えております。

以上です。

No.269 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.270 ○6番(藤江真理子議員)

既に導入している自治体さんの、取り入れたきっかけだったり、メリットもお聞きしました。情報のリアルタイム性はもちろんなんですが、災害時は、いろいろアクセスが集中してサーバーがダウンしても、チャンネルの1つとして備える意味でも開設したというのがあります。平常時は、新着情報を出し、災害時には、その災害の情報を出すというところですよ。

あと、若い人向けのチャンネルの1つとして瀬戸市さんがお答えになっています。

あと新城市さんは、広報紙ではイベント情報を出してもおくれるんですが、フェイスブックだとすぐに載せられる。あと広報紙に載せきれないものも載せられるメリットがあると言っています。

あと、フェイスブックの場合は、「いいね」というボタンがあるんですが、コメントも見られてうれしいというふうに言っています。

その新城の市内だけではなくて、県外の方も、あと新城市出身で今は外にいらっしゃる方からのアクセスもあり、こうしたつながりができるのも、このソーシャルメディアのメリットだというふうにお答えになっています。

あとは、豊田市さんも、ソーシャルメディアが国民の生活の中に身近な手段として浸透しているということです。

あと、中日新聞ローカル版で報道機関から取材を受けるなど、情報発信の1つのツールとしても有効に使えていると言っていました。

あと小牧市さん、広報紙は9割近くの方が読んでいますが、年齢や階層を分析すると、若い方が読んでいない。ツイッターやフェイスブックが有効ではないかということで導入されています。

あと、いろいろ工夫している点などもお聞きしました。

安城市さんは、ホームページがやはり第一だと。ホームページの情報が更新されると、そのタイトルだけがツイッターにリンクしているということです。

尾張旭市さんは、先ほど部長さんからも出てきたんですけども、イメージキャラクターの「あさぴー」というキャラクターさんがいますが、そのあさぴー目線でツイッターと連動しております。で、読みたくなる工夫をいろいろ凝らしておられました。

ついこの間見たところでは、例えば尾張旭市役所のロビーで尾張旭市の特産のイチジク、「朝、採れたてのイチジクをロビーで何時から販売するよ」ということをあさぴーがつぶやくという形なんですけれども、たくさんの「いいね」ボタンが押されております。

岩倉市では、「い〜わくん」が、やっぱりい〜わくんのフェイスブックとしてやっておりました。

弥富市の担当の職員の方は、市からの情報は、やはりかたいイメージがあるので、キャラクターのつぶやきもいかなということ、具体的に目標を設定して、人口の1%のフォロワー数を目標に掲げておりました。

いろいろあります。

不安材料もちろん、おかしなコメントなどが来たら、協議して削除をしている。

あと、もし導入するに当たっては、運用ポリシーをきちんと定めて、多くの自治体が、全てではないですけども、基本的には返信はしない。

誹謗中傷、公平性に欠けるものは即、排除。

市への批判や厳しい意見は、もちろん削除しませんということです。

即時性、公開性、双方向性ということで、セキュリティの面、部長さんもおっしゃっておられました。今後の広報広聴としての戦略というのが大事になってくると思うんですが、この豊明市第2次情報化推進計画、平成25年から3カ年の計画の中にも、そのソーシャルメディアの活用、ホームページの拡充、いざというとき慌てない情報化ということで、災害時における情報提供などもきちっと明記されております。

この計画の策定に当たり、昨年度、市民アンケートが行われましたよね。その中身についてもちょっと触れていきたいんですが、総合計画、市のホームページについて少し触れていきます。

総合計画のこの成果指標の1つに、アクセス件数という指標があるんですけども、現在のそういったアクセス件数はどのぐらいあるのかわかるでしょうか。

No.271 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.272 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ホームページのアクセス件数につきましては、毎月ですけど、1,500件程度あるというふうに承知をしております。

以上です。

No.273 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.274 ○6番(藤江真理子議員)

この1,500件というのは、同じ人が複数回見たものを除いた、そういった閲覧者数、ユーザー数というんですか、同じ人が何回も見たのもカウントされた1,500件なんですか。

そこまではわかりませんか。

No.275 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.276 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

申しわけございません。先ほどの 1,500 というのは、桁が違っておまして、1万 5,000 件でございました。

ダブルカウントは、ないということでございます。
以上です。

No.277 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.278 ○6番(藤江真理子議員)

ちなみに、どのページが多く見られているかというのも把握されているのでしょうか。把握されていたら、そういった分析はきちっと活用されているのでしょうか。

No.279 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.280 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

やはり一番多いのは、桶狭間古戦場に関する記述でございます。もうそれが圧倒的に多くて、古戦場まつりの前後などは、非常に多くのアクセスがあるということでございます。

あとは、文化財のナガバノイシモチソウの関係だとか、そういったものにもアクセスをいただいております。

以上です。

No.281 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.282 ○6番(藤江真理子議員)

総合計画の後期計画の 2010 年のときのアンケートの市民の満足度、広報などによる市の情報提供、情報公開に対する満足度が、2010 年のときに 82.4%と出ております。

昨年行われたこの情報化推進計画をつくるに当たっての市民アンケートでも、同じような設問に対して、「十分満足」、「まあまあ満足」を合わせて約 50%という数字が出ておりま

す。

この違いというのか、推移というのは、どういうふうに分かれますか。

No.283 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.284 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

2010年のときの数字が82.4で、昨年が50ということです。特にSNS関係のものについて、昨年、特に情報化推進計画ということで聞いております。

以前のものは、広報自体の紙面の内容だとか、親しみやすさだとかということで、そういうことでの、調査が若干角度が違うかなという気もいたします。

ただ、今、議員ご指摘のように、急激にSNSが普及しております。最近では、ラインが主になってきておるようでございますけれども、そういったことでの満足度が、以前とった広報紙の満足度と比べれば、そういった面で劣るというようなことで、満足度が少ないのかなという、そういう感想を持っております。

以上です。

No.285 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.286 ○6番(藤江真理子議員)

昨年のそのアンケートの中の設問の、情報端末機について尋ねている質問では、全体で見ると、パソコンが45%、携帯電話が27%、スマホが15%。

年代で見ると、20代、30代ではパソコンが70%近く、スマホに関しては、20代では5割の方が利用しているというふうに答えが出ています。

そういった若い人たちへの情報提供の1つのツールとして、先ほどから何度も言っているフェイスブックなどというのはとても有効だと思うんですが、この市のホームページに関して、ちょっとショッキングな数字だったんですが、市のホームページに関して、「利用したことがない」、あと「ほとんど利用しない」、また「ホームページを知らない」、この方たちを合わせたパーセンテージが72%という、非常に私は高いパーセンテージが昨年の市民アンケートで出ていたので驚いたんですが、というならば、なおさらいろんなチャンネルが必要なんじゃないでしょうか。

特に、若い世代の人に情報を伝えていくという点では、いろいろな方法があるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

No.287 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.288 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

多種多様な形で市民の方々に情報を伝えるというのは、私たちの使命だと考えております。

紙だとか電子媒体だけではなくて、必要があれば、その場所へ出かけて行ってというようなことも、石川市長になってからもやっております。

そういったことを、きめ細かくやっていく必要があるというふうに考えております。

No.289 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.290 ○6番(藤江真理子議員)

あと、今、見られるホームページなんですけど、リニューアルは、あれはいつ行われたんですかね。

今後、そのまたリニューアルをする予定はありますでしょうか。

No.291 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.292 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ページのデザインの統一ということで、平成 22 年の4月にやっております。

昨年、副市長が8月に就任されて、10 月ごろだったと思うんですが、一部、もう少し見やすくしようというようなことで、庁内で検討して、少し見やすくしたというようなこともございます。

今後の予定については、現在のところ、見直していくという具体的な予定についてはございません。

以上です。

No.293 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.294 ○6番(藤江真理子議員)

ホームページに関してですが、セキュリティーについても、ちょっと触れたいと思います。いろいろな大企業とかでも、知らないうちに改ざんされていたというのがニュースであります。そういった面でのセキュリティーについては、どういう対策を講じていらっしゃるのでしょうか。

もし、そういった改ざんなどがされたとき、市民から問い合わせがあったときは、市としてきちんと対応ができるようになっていきますでしょうか。

No.295 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.296 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

外部からのアップロードができないようにはなっております。そういったことで対策をとっております。

以上です。

No.297 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.298 ○6番(藤江真理子議員)

改ざんされたかどうかという、先ほど外部からアップロードができないようにというふうに言われたんですが、それぞれ自分の所属する担当課とは異なる課が、自分とは違う課が発信している情報をチェックし合うということも、見ていくことも1つ有効ではないかなと思います。

この情報化推進計画の中や総合計画の中でも、豊明市がやっているメール配信についても触れられているんですが、これについても、去年の市民アンケートの中で、73.5%が「知らない」と答えているんですね。

今、現在のこのメール配信に登録をしている、自分から登録をしている市民が、約3,000人以上の市民が登録をされているんですけども、いろんなカテゴリーがある中で、やはり登録数が飛び抜けて多いのが、防犯防犯情報、火災情報、あと観光イベント情報が飛び抜けて多いということで、それだけニーズがあるというふうにわかるわけですけども、これらの情報は、特にタイムリー性、速報性というのが求められている証拠だとも思います。

先ほどご紹介しました先進自治体の声にもありますように、市民の反応がダイレクトにわかる、あと拡散性がある、若い世代に浸透している、市内だけじゃなくて外にもそういった情報を、観光情報などを発信できるフェイスブックやツイッターというのは必要ではないでしょうか。

このメール配信サービスとは別に、小中学校でのメール配信も、各保護者が任意で登録をしていますけれども、9割以上の保護者が登録していると聞いております。

こちらも、年間、不審者情報だとかいろいろな行事について、部活動やプール開放中止のお知らせなど、いろいろな学校からの情報も、9割の親が得ていると。

またこれとは別に、先ほどの3,000人が登録している中の、より若い親世代、未就学児を対象にした子育て情報にも850人程度が登録されているということからも、こうした形での情報提供というのは、よく浸透しているというのがわかります。

今後、若い世代を中心に、いろいろな市民の声を拾っていくということは、必要性は重々承知しておられると思うんですが、その広聴の戦略というのは何かあるんでしょうか。

No.299 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.300 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

いろいろと戦略については考えております。

特に、先ほど議員もおっしゃっていましたように、災害時ですね、東日本の災害のときなんかは、フェイスブック等が双方向性で非常に迅速に情報伝達ができたというようなこととして評価をされております。

一方で、若者を中心に、交流サイトやゲームサイトを利用したSNSに関する事件も、数多く報告をされております。

スマートフォンやモバイルパソコンの普及と、コンテンツの充実によりまして、手軽に利用できる半面、多くの危険も潜んでいるというようなことがございます。

そういったことも考え合わせて、SNSについては前向きに考えていきたいと考えております。

それと、従前からやっております市長への手紙だとか、ホームページでの情報公開だとか、親しみやすい広報づくり、市民記者等にも活躍をしていただいておりますが、そういったことも総合的に考えて、市民の皆さんにわかりやすい情報を的確に配信といいますか、していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.301 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.302 ○6番(藤江真理子議員)

今、出てきました市長への手紙とおっしゃったんですが、市長へのeメールという形でまたこれ、総合計画の中の指標であるんですが、2004年が102件、2010年が60件というふうになっておりますが、こちらのほうもどんな感じなんですかね、最近の動向というのわかりますか。

No.303 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.304 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

申しわけありません。現在の数値については持っておりません。

以上です。

No.305 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.306 ○6番(藤江真理子議員)

先ほどSNS、前向きに検討してくださるということですが、例えば先日、大雨警報が出たりしました。また下旬の大宮小と唐竹小で開催予定だった防災・水防訓練の中止のお知らせもありました。そういったところでも、SNSも1つの、そればかりじゃないですが、1つのツールとして大いに活用できるじゃないかと思います。

あと、情報化推進計画の中でありました情報格差(デジタルデバイド)対策ということもうたっております。

このホームページに関して、外国人への外国語の翻訳が、前は下のほうにあったのが、今は上のすぐ目立つところにあるというのは、すごくいいことだと思いますし、文字の大きさを変えられるというのもいいですが、もう1点、色合いを選べる、色によって見にくいという場合があるんですけれども、その辺の色合いに対しても、プラスアルファで優しくということでも、もしできれば、ぜひやっていただきたいと思います。

あと、私の記憶の中で、去年の副市長さんの公開面接のときに、私も一緒に聞かせていただいたんですが、そのときにたしか副市長さんは、広報という点で、ソーシャルメディアという言葉が使われたかどうかはちょっと確かではないんですけれども、そういったものも活

用して、どんどん豊明をPRしていきたいというようなことをお答えになったと思うんですけども、今までのこのやり取りをお聞きになって、今、副市長さんはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

No.307 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.308 ○副市長(小浮正典君)

私もちょっとはつきり記憶しておりませんが、ソーシャルネットワークの有効性を多分、述べたと思います。

ただ、実際、日本でソーシャルネットワークがどれぐらい普及しているかという、例えばフェイスブックでいうと、今、日本の総人口の10%ぐらい、ツイッターで20%ぐらい。実際に活用している人はその半分に満たないだろうというふうに言われています。ということは、非常に少ないんですね。

ただ、議員がおっしゃるように、フェイスブックやツイッターの有効性は、その拡散性、それから若年層が集中的に利用しているということです。そこら辺に我々はアクセスできてないんですよ。

だから、そういったところで有効だとは思いますが、先ほど部長が答えたように、誰か人員を配置しないといけないんですね。

今の財政的な現状で、少しでもやはり財政を本当に緊縮して進めていきたいというふうに考えているんですけども、そういった中で、それに人を充てられるのかと考えると、ほかの優先順位のほうが高いだろうということで、ちょっと先送りしている状態でございます。

そういったことで、ソーシャルネットワークの利用者がよりもっとふえてくれば、当然ながら、有効な手段だというふうに考えていますので、これは普及すべきだというふうに考えています。

以上です。

No.309 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員。

No.310 ○6番(藤江真理子議員)

人員の問題というふうに言われますけれども、その発信する頻度だとか中身にもよるでしょうけれども、そんなにずっとへばりついているわけではないと思うんですが、徐々にでもやれる範囲で、いきなりばんばかばんばか、いつも更新しろというわけじゃないんですけ

れども、何かこう、新しいことをやり始めたぞというのを市民にわかるような形でやっていくことというのはすごく大事ななと思います。

あと、個人的にですが、よくまちで「新しい副市長さんはどんな感じなの」というふうに結構私、聞かれるんですよ。その聞くということは、それだけ小浮副市長さんに期待をしていると思うんです。

民間と行政とで同じではないですけども、広報というのは、すごく市民に見える、聞こえる窓口にもなるので、副市長さんがリーダーで柔軟な発想で、何もかも行政がやろうとすると、それは限界がありますので、そういった知恵も市民や企業のいろんな力をかりながら、柔軟にそれを少しずつでも発信して行ってほしいと思います。

あと、石川市長に提案なんですけれども、市長はいろいろ平日も週末も間わずご公務でご多忙なことは、ホームページの中の市長の部屋を見て承知しております。

特に、若い世代への発信力を強めて行ってほしいと思います。

そのためには、私も一緒に知恵を絞らなければいけないですし、いろんな同世代のみんなとも知恵を借りながら、わくわくするような提案をしていきたいと思っています。

1つの提案なんですけれども、ある三河地方の市長さんは、市民とのランチ会、お昼と一緒に食べるというのをやっておられます。

市長は、時間はすごくお忙しいことは重々承知していますが、お昼ご飯は食べますよね。いろんな会議とかそういった傍聴者がいるようなかしまった場ではなくて、気軽にそういった情報交換、顔の見える市民との触れ合いというのか、広聴にもなるんでしょうけれども、そういった数名でランチをするというのもいいなあとと思うので、1つ提案をしたいと思っています。

あと、時間が迫っていますので最後、11月4日に開かれる豊明の秋まつり、ことしは中京競馬場で開催というふうに聞いておりますが、これについてのPRというのは、どのような戦略をお持ちでしょうか。

No.311 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.312 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

秋まつりについては、毎年、広報の中でトップページないしは裏面に出て、見やすくわかりやすいようなPRを心がけております。

あと、豊明まつりの実行委員会の中に広報部会というのがございまして、豊明の市役所のホームページを開いていくと、そっちの広報部会につながるようになっております。

ことしは、JRAのほうで開催をするということで、現在、まつりの実行委員会の中で、どういったPRをしていくのかということを考えていただいております。

その辺とリンクをしながら、何が効果的なのかということをもう一度考えて、できるだけ、それもリアルタイムでやっていけるようにしていきたいというふうに考えています。

以上です。

No.313 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間2分を切っております。

藤江真理子議員。

No.314 ○6番(藤江真理子議員)

今の秋まつりのPRなんですけれども、マスコミでの発信というのは、すごくやはり影響力が大きいです。

これは秋まつりだけに限らないんですが、いつもマスコミへの情報提供、発信というのは、テレビ局だとか新聞社というのはどこにやっているんですか。テレビ局も1社～2社だけじゃなくて、いろんなところにやっているんでしょうか。

No.315 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.316 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

新聞各社と放送各社には、そういうご案内を申し上げております。

で、記者会見等を開いて取材を受けているということでございますけれども、全員が参加されるわけではありませんので、なかなか記事にならなかったり、放送されなかったりというようなことがございます。

まつりでいきますと、CCNet も緑区のほうに新しい新社屋が建って、そこでスタジオがあって録画できるというようなことでございますので、先ほどおっしゃっていたまつりについても、そこで、まつりのPRのものを撮影をして流すというようなことも、CCNet のほうとは協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.317 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間わずかになります。

藤江真理子議員。

No.318 ○6番(藤江真理子議員)

はい、わかりました。

ぜひ、テレビ局だとか新聞社各社にも売り込んでいくような積極性をお願いしたいと思います。

時間がもうありませんが、終わります。

(終了ベル)

No.319 ○6番(藤江真理子議員)

ありがとうございました。

No.320 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、6番 藤江真理子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時16分休憩

午後2時26分再開

No.321 ・

寛 〇長(伊藤 清議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 近藤善人議員、質問席にて質問願います。

No.322 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議長のご指名により一般質問をさせていただきます。

まず、Q-Uアンケートについてなんですけども、簡単なQ-Uアンケートの説明をさせていただきます。

楽しい学校生活を送るためのアンケートということで、早稲田大学の河村茂雄教授によって開発された学級集団診断尺度です。

昨年度、いじめ、体罰問題を受けて、今年度多くの自治体や学校で導入となったQ-Uアンケートですが、せっかく導入したのに、まだどういうものかよくわからない、どう分析したらよいかわからない、学校にわかる人がいないので分析できないなど、導入当初の共通の悩みを抱えていらっしゃる先生もいるようです。

愛知県も、Q-Uの小中学校での実施率は把握していません。早くから実施している学校では、学級の状態が改善されたという報告もされています。

それでは、質問に入ります。

Q-Uアンケートについて、アンケートをする前に、子どもたちになぜ、このアンケートを

するのかの説明はしましたか。

No.323 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.324 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、お答えいたします。

Q-Uアンケートの初めに、「このアンケート調査は皆さんの学校生活をよりよく、より楽しくすることを目的にしております。そのためにふだん、皆さんがどのような学校生活を過ごしているのかをお聞きするものです。難しく考えず、素直な気持ちで質問に答えてください。」、このような説明がありますので、その内容を指導者が読み上げて、児童生徒にQ-U調査の趣旨を伝えた上でアンケートを実施しております。

以上です。

No.325 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.326 ○4番(近藤善人議員)

説明をされているということですが、保護者への説明はされていますでしょうか。

No.327 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.328 ○教育部長(津田 潔君)

保護者の方については、アンケート実施について、これといって説明はしてございません。

以上です。

No.329 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.330 ○4番(近藤善人議員)

佐賀県のある中学校では、Q-Uについてといて、「保護者様」ということで、「平成 21

年よりQ-U心理テストを実施することになりました。つきましては、保護者の皆様に本取り組みに対するご理解とご協力をいただきたいと考え、Q-Uに関する資料をご家庭に配布いたしました。」ということで、家庭に資料を配っているんですね。

家庭と学校とその教諭との連携をとるためにも、こういう報告というか説明は大切だと思うんですけども、今後、保護者への周知というのは。

No.331 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.332 ○教育部長(津田 潔君)

今、佐賀県の事例でご紹介いただきまして、今現在、Q-Uの実施について保護者には行っておりませんが、このQ-Uの調査自体が児童生徒の個々への働きかけ、また学級崩壊とか、学級経営の改善方法につなげるための目的でございます。Q-Uの結果から児童生徒の気になる様子等があれば、個人懇談等の機会を捉えて保護者の方に伝えていきたい、そのような対応を考えております。

ご質問のように、事前のQ-Uアンケートについての保護者の説明については、一度研究してみたい、そのように考えております。

以上です。

No.333 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.334 ○4番(近藤善人議員)

それと、この中学校では個人情報に差しさわりのない程度で、ホームページに掲載しています。その結果の掲載については、今後、お考えはありませんでしょうか。

No.335 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.336 ○教育部長(津田 潔君)

結果をホームページということで、公表しているということではありますが、先ほど申し上げましたように、Q-Uの結果というのは、児童生徒の個人の情報が多く含まれておるといふふうに理解しております。また、学級全体のこともございます。

どのような形で佐賀県のほうでホームページで公開しているか、まずは、その辺のところを見きわめていきたい、そういうふうには考えております。

以上です。

No.337 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.338 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、参考にしてください。

それでは、2番目の質問、アンケートを実施するに当たり、教職員へのQ-Uアンケートの知識、理解はされていますか。

また、実施前に研究会とか、学習会は行いましたか。

No.339 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.340 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、2点目のご質問であります。教職員へのQ-Uアンケートについての理解を図るため、毎年度6月にQ-Uを実施いたしますが、本年度4月17日に愛知教育カウンセリング研究会、天野吉繁先生を講師に招いて、各学校の教務、校務主任を対象に「Q-U活用研修会」、これを開催いたしました。この研修で学んだQ-Uの実施、分析方法を、各学校での実施前に伝達講習を行いました。

また、Q-Uアンケートの結果として示された内容とともに、各学級の児童生徒の状況について、学級担任とともに分析も行っております。

以上です。

No.341 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.342 ○4番(近藤善人議員)

4月に実施されたということなのですが、一度だけでしょうか。

それと、今後もQ-Uを続けていくということを聞いているんですけども、またQ-Uを実施する前に、同じような研修会とか学習会の予定はないでしょうか。

No.343 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.344 ○教育部長(津田 潔君)

今年度は、4月に講師の先生をお呼びして、研修会を行ったということで1回であります
が、ことし、校務主任、教務主任の研究課題で、このQ-Uアンケートについてテーマにし
ておりますので、その結果を踏まえて次年度以降、全教職員が共通理解を図れるように
研修会等を進めていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

No.345 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.346 ○4番(近藤善人議員)

ありがとうございます。

それでは、3つ目のアンケートの質問項目の得点から苦戦している個人の状況や、学級
の課題を発見し、それについて対応はされたのでしょうか。

No.347 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.348 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、3点目ではありますが、Q-Uは児童生徒にとって自分の存在感を感じ取れる
充実感のある学級になっているかどうかを図る1つの尺度になっております。結果を見ま
すと、多くの児童生徒は、ふだんの担任の観察どおりの結果となっておりますが、中には
数名は観察と違う反応の場合があることがわかりました。

その児童生徒につきましては、担任を初めとします教職員で情報を共有し、意図的に個
別に声をかけるなどして、生活の様子を継続的に観察するように努めてまいります。

以上です。

No.349 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.350 ○4番(近藤善人議員)

個別の指導もされているようですが、専門的な用語になってしまうのですが、非承認群にいる生徒は、学校、学級生活に不適應になっている可能性が非常に高く、不登校になる可能性が高いと言われていました。

出していただいたあるクラスの資料では、非承認群にいる生徒が、全国平均 15%を大きく上回っています。中には非承認群にいる生徒が 35%のクラスもあります。このことについて、何か対応とか考えは。

No.351 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.352 ○教育部長(津田 潔君)

Q-Uアンケートのポイントの表の中で、非承認群、これは具体的に申し上げますと、いじめ、悪ふざけは受けていないが、学校内で認められることが少ない児童生徒、いじめ、悪ふざけはないんですけれど居場所がない。先ほど言いました存在感を感じていないという非承認群であります。

こちらのQ-Uアンケートの結果から、非承認群になった児童生徒、子どもたちについては、先ほども申しましたように担任を初めとして、教職員で情報を共有して、先ほど申しましたように、個々に声をかけるなり、生活の様子を継続的に観察して注意深く見守る、そういうふうを考えております。

以上です。

No.353 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.354 ○4番(近藤善人議員)

このアンケートの分析は、担任が多分中心にしていると思うのですが、専門家による分析やアドバイスなどはされていませんか。

また、今後もする予定とかはありませんでしょうか。

No.355 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.356 ○教育部長(津田 潔君)

Q-Uの結果につきましては、今現在、専門家に依頼するということは考えておりません。事前に専門家、先ほど申しました講師の先生から専門家の研修を受けて、分析方法等を学んでおります。

また、書籍等も活用して教職員が分析を行っておりますので、今の段階では専門家に依頼しての分析ということは考えておりません。

以上です。

No.357 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.358 ○4番(近藤善人議員)

専門家でなくても、しっかり分析できればいいんですけども、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問。

学年や学校の傾向から、学校全体で具体的な取り組みを進めていますか。

No.359 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.360 ○教育部長(津田 潔君)

学校全体で、具体的な取り組みを進めているかというお尋ねであります。各学校の結果を担当が個々に分析するだけでなく、学年全体の傾向と比較して、学年全体の担任と共同で分析を行っております。

児童生徒にかかわるのは、学級担任だけではなく、クラブ活動の指導者、部活動の指導者、教科担任、掃除の担当者など、多くの教職員がかかわっております。気になる児童生徒にあっても、それぞれの教員に見せる態度や様子に違いがあることは、よく知られておりますので、情報共有を大切にしていまいります。

また、学年で一斉に行う行事の持ち方に工夫を凝らし、グループ編成に気を配ったり、児童生徒自身の企画立案を取り入れながらして、人間関係を豊かにすることも考えていかなければならない、そのように考えております。

以上です。

No.361 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.362 ○4番(近藤善人議員)

具体的な例というか、ちょっと私にはあまりよくわからなかったんですけども、グループ編成とか企画立案というようなことは、ある中学校の実践例として、私はすごい挨拶は非常に大切だと思っていて、この中学校では挨拶は教職員からということで、知っている子どもは名前を呼び、全員の子どもの対象に全教職員で、登校する生徒に毎日1カ月間挨拶を続けたそうです。本市においても、何かそのような具体的な例というのはやっていますでしょうか。

No.363 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.364 ○教育部長(津田 潔君)

おっしゃるとおり、挨拶というのは大変子どもたちの教育指導にとって大切なことと考えております。

教職員が先ほど申しましたように担任以外、クラブ活動、通学団、掃除、部活動において、機会を通じて子どもたちの名前を記憶し、挨拶を行うことは大切というふうに思っております。今現在、登下校のときに、校門で個別に名前を呼び、そして挨拶を行っている、そのような取り組みを各学校で行っております。

以上です。

No.365 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.366 ○4番(近藤善人議員)

ちょっと今のことなんですけど、声をかけているということなんですけども、わかればいいんですけども、各校長先生とか教職員の方は、生徒の名前ですね、どれぐらいわかっているのかなというのをちょっと知りたいんですけども、大きな学校はちょっと難しいと思いますけども。

No.367 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.368 ○教育部長(津田 潔君)

定かな資料というのはわかりませんが、学校の校長たるもの、自分の学校の児童生徒の名前を、フルネームかどうかわかりませんが、知らないということは、まずあり得ないというふうに思っておりますので、ほぼ全員把握しているもの、そういうふうに私は理解しております。

以上です。

No.369 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.370 ○4番(近藤善人議員)

私も中学時分、非常に目立たない生徒で、ある先生から名前で呼ばれたらすごいうれしいと思うのですよ。

本当にクラスであまり目立たない生徒とか、そういう子も本当に名前で呼んであげると、すごく存在感が認められてうれしいと思うので、ぜひ行うように指導してください。

最後に、本年度も小学校3年生から6年生、中学校では全学年が5月と11月にQ-Uアンケートを実施するそうです。非常によいことだと思います。

Q-Uは子どもの本音が書かれている、子どもの情報の宝庫だと言われています。ぜひ、有効に活用するとともに、継続して行っていくことを要望します。

それでは、2つ目の質問です。スクールカウンセラーの活用についてをお伺いします。

文科省では、いじめが社会問題となった平成7年度から、心の専門家として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し、その活用のあり方について実践研究を実施してきました。

平成13年度からは各都道府県からの要請を踏まえて、全国の中学校に計画的に配置することを目標とし、その成果と課題等を調査、研究するため、スクールカウンセラー活用事業補助を開始し、各都道府県等がスクールカウンセラーを配置するために必要な経費の補助を行っています。

豊明市においても、現在3中学と2小学校、栄と三崎でしたか、配置されています。

スクールカウンセラーの活用の仕方は、学校の教員や校内組織のあり方、校長を初めとした教職員の意識の差などにより、大きな差があるようです。

例えば、学校において、教職員とスクールカウンセラーとの連携が不十分であったり、その役割が理解されないことにより、組織的な活用が十分になされていないケースや、教育委員会において、スクールカウンセラーをどのように活用するかについてのビジョンや方針が、明確でない場合もあるようです。

各学校においては、教育相談体制を充実する観点から、スクールカウンセラーの役割、業務等を明確にし、全教職員が共通認識を持つことが必要であると思います。

そこで、質問です。

スクールカウンセラーの役割をどのように捉えているでしょうか。

No.371 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.372 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、スクールカウンセラーの活用について、スクールカウンセラーの役割をどのように捉えているかお答えいたします。

スクールカウンセラーは、「心の専門家」として高度な専門性を持ち、日常的に児童生徒に接する教職員とは異なる立場で、児童生徒や保護者とかかわる役割を担っております。いじめ、不登校を初めとした心の問題を抱える児童生徒やその保護者、そして、そのような児童生徒と向き合う教職員に対して、相談、見立て、助言等を行っております。

また、スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者と教職員のかけ橋的な存在として、その仲介の役割も担っている、そのように認識しております。

以上です。

No.373 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.374 ○4番(近藤善人議員)

十分理解されていると思います。

5名のスクールカウンセラーさんの方は、皆さん臨床心理士の資格を持っていますでしょうか。

No.375 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.376 ○教育部長(津田 潔君)

スクールカウンセラーは、資格として臨床心理士の資格を持っております。スクールカウンセラーとしては、臨床心理士か精神科医、大学の教員ということではありますが、本市の場合は、臨床心理士の資格を持っております。

以上です。

No.377 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.378 ○4番(近藤善人議員)

次の質問に移ります。

スクールカウンセラーの広報活動は、どのようにされているでしょうか。

No.379 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.380 ○教育部長(津田 潔君)

スクールカウンセラーの広報活動であります。広報の仕方は、スクールカウンセラーの勤務日によって異なっておりますが、入学式や始業式など、出勤日が重なれば、全校の児童生徒が集まる場で、スクールカウンセラーの方を紹介し、また、そういう機会がなければ口頭で知らせたり、学校新聞などでお知らせをしております。スクールカウンセラーの方によっては、みずから広報紙を発行している場合もございます。

また、児童生徒や保護者から、教職員に対して心の問題で相談があった場合は、個々に詳しく紹介して仲介することにしております。

以上です。

No.381 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.382 ○4番(近藤善人議員)

それでは、児童生徒はカウンセラーがどんな人で、いついて、相談室はどこにあって、どうしたら相談できるかということも、十分わかっているわけですね。

No.383 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.384 ○教育部長(津田 潔君)

そのように教育委員会の方では認識しております。

以上です。

No.385 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.386 ○4番(近藤善人議員)

保護者への周知はどのようになっているのでしょうかということと、先ほどカウンセラーによっては新聞を発行しているということなんですけども、それは家庭のほうへは行っていないんでしょうか。

No.387 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.388 ○教育部長(津田 潔君)

これは、各学校で校内新聞を発行して、そこでご紹介しておりますので、それを各家庭に持ち帰れば、保護者の方の目にとまる、そのように考えております。

No.389 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.390 ○4番(近藤善人議員)

では、保護者の方もいつでも相談できる体制ということによろしいですね。

それでは、次の質問に入ります。

カウンセラーが十分に機能し、生徒、教師が相談しやすい体制についての考えは、どのように思っていますでしょうか。

No.391 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.392 ○教育部長(津田 潔君)

生徒、教師が相談しやすい体制ということですが、スクールカウンセラーを校内スタッフの一員として明確に位置づける、そのような考え方が大切である、そのように考えております。

教職員が気になる児童生徒について、気軽に相談できるよう、また、まずは生徒指導主事や不登校担当者が情報を共有することに努め、きっかけづくりをしております。

また、相談室ですね、カウンセラーの相談室の前にはポストを設置して、直接相談の申し込みができるような環境をつくっているところでございます。

以上です。

No.393 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.394 ○4番(近藤善人議員)

今、校内スタッフの一員として明確に位置づけるということを聞いたのですが、相談室は当然あるんですけども、職員室にカウンセラーさんの席というのは置いてあるんでしょうか。

No.395 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.396 ○教育部長(津田 潔君)

ちょっと私も把握しておりませんが、多分、職員室にも机があるというふうに思っております。

以上です。

No.397 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.398 ○4番(近藤善人議員)

カウンセラーさんとの連携をとるためにも、もしなければ、ぜひ職員室にも席を設けていただきたいと思います。

それと今、相談室前にポストを設置ということでしたけど、これは年間にどれぐらいの相談件数、ポストに投函される相談というのはどれぐらい、把握されていたらお願いします。

No.399 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.400 ○教育部長(津田 潔君)

年間に約 10 件程度、そのように聞いております。
以上です。

No.401 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.402 ○4番(近藤善人議員)

10 件ですか。0ではないということを知って安心したんですけども、なかなか児童が直接相談室に行くということは、まれだということを知っております。ぜひ、直接相談に来られた生徒に対しては、対応していただきたいと思っております。

あと、カウンセラーの校内研修をしているところもあります。カウンセラーのカウンセラー自身の人となりや、職務内容を知ってもらい、教職員や保護者の協力を求めるよい機会になるため、年間2～3回実施し、教職員の物の見方や考え方を見直す機会にもなっています。スクールカウンセラーによる講演会とか研修会の考えはありませんか。

No.403 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.404 ○教育部長(津田 潔君)

今現在、スクールカウンセラーによる講演会、講習会というのは行っておりません。

なぜかと申しますと、やはりスクールカウンセラー、個々の事案について教職員がやはりスクールカウンセラーに相談して、スクールカウンセラーから指導をいただくわけでありまして、一般的な対処の仕方というような研修、スクールカウンセラーからの研修よりも、実地例に基づいたご指導をいただくほうが、より現実的であるというふうに考えておりますので、今現在はスクールカウンセラーによる講習会、研修会というのは開催は計画しておりません。

以上です。

No.405 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.406 ○4番(近藤善人議員)

ちょっと話は変わりますが、豊明市主任研究、生きる力を育むキャリア教育のアンケート、これは23年9月に行われたものですが、小学校の設問で、「困ったことが起きたら、先生や家の人に相談できますか」という質問に、小学校5年生では25%、6年生では30%の子ができないと言っています。また、中学校の質問の内容が少し変わって、「自分の将来について進んで家の人や先生に相談できますか」という質問に、中2では35%、中3では27%の子ができないと答えています。

先ほども言ったように、自分から相談に出向いてくる生徒はまれだということで、こういう子たちのために、何か相談に乗ってあげられるような体制づくりというのは、何か考えていないでしょうか。

No.407 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.408 ○教育部長(津田 潔君)

教員のキャリア教育の研究発表の中で、相談できないというようなパーセンテージをお示しいただきましたが、これにつきましては、小学生の高学年から中学生に上がるに従いまして、いろいろ心身ともに成長する思春期、そのような状況にある中で、なかなか自分の弱みといいますか、そういうものを人に相談するというのがなかなかできない、しにくいのではないかなというようなことは思っておりますが、そういう児童生徒に相談のきっかけづくり、環境づくりということで、先ほど申しましたように、スクールカウンセラーのポストとか、24時間の電話相談とか、そういうできるだけ相談がしやすいような環境づくり、これを教育委員会のほうでつくっているというか、整備を進めている、そういうふうを考えております。

以上です。

No.409 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.410 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、進めていただきたいと思います。

先日、NHKで川崎市の、何年かはちょっと忘れたんですけども、川崎市の中学生在が自殺した事件を、NHKの9時からやっていました。

この子は、誰にも結局相談できずに、たまたま最後に友達にメールを送ったんですけども、その子がたまたまカラオケに行っていて、携帯を持っていなかったと、そこには「もう会うことはないでしょう」というような言葉が書かれていたんですけども、その子は今でもすごく重たいものを背負って生きているということをやっていたんですけども、どこかで相談でき

る体制というのは、非常に重要だと思いますから、今言われたように気軽に相談できる体制というのは、ぜひ、つくっていただきたいと思います。

では、次の質問です。

カウンセラーによる訪問面接についてということですが、以前から私はスクールソーシャルワーカーの採用を提案しているんですけども、愛知県の場合は、カウンセラーの配置が完了してからの課題ということで、いつになるかわからないです。

となると、カウンセラーの家庭への訪問も考えなくてはならないと思いますけども、いかがでしょうか。

No.411 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.412 ○教育部長(津田 潔君)

スクールカウンセラーの配置拡大、これは愛知県の方針ではありますが、今おっしゃられるように、なかなか進まないというのが現状であります。

スクールカウンセラーは、配置校、学校において面接を行うというのが基本的なことでございます。それは、必要に応じて教職員から随時情報を収集できる、そういうような利点があるからでございます。

これまでに家庭を訪問して相談した事例はございませんが、もし緊急を要する場合や、欠席がちな児童生徒との面談活動が必要になれば、訪問相談も可能というふうを考えております。

ただし、その場合におきましては、スクールカウンセラーが1人で問題を抱え込んでしまうことがないように、担任等が同行していくように、県の教育委員会からも指導を受けているところでございます。

以上です。

No.413 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.414 ○4番(近藤善人議員)

先ほど、緊急を要する場合というのがありましたけども、これは具体的にどんな場合でしょうか。

No.415 ○議長(伊藤 清議員)

答弁できますか。
津田教育部長。

No.416 ○教育部長(津田 潔君)

やはり、先ほど児童生徒からそのようなサインですね。
メールで相談したいとか、そういうような事態、これが緊急というふうに判断するわけですが、そのようなときに相手が見つからない。それを学校なりスクールカウンセラーがキャッチした場合には家庭訪問で面談を行う、そのように考えております。
以上です。

No.417 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.418 ○4番(近藤善人議員)

その後に、欠席がちな生徒との面談が必要になればということなんですけども、これは欠席がちな生徒に対しては、すぐにでも面談が必要ではないかと思うのですけども、その辺はカウンセラーとか、担任の対応はどうなんでしょうか。

No.419 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.420 ○教育部長(津田 潔君)

おっしゃるとおり、欠席がちな児童生徒、不登校の兆しが見える段階で、早めに手を打つという趣旨で、先ほどちょっと述べさせていただきましたが、欠席がちなということより、欠席が見られるようなというような考え方で、スクールカウンセラーの訪問相談も可能かと思えます。
以上です。

No.421 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.422 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、積極的な活用をお願いします。
それでは、次の質問。

スクールカウンセラーの役割や、教職員との信頼関係を築くためにも、スクールカウンセラーによる教員へのコンサルテーションは重要だと思いますが、いかがでしょうか。

No.423 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.424 ○教育部長(津田 潔君)

スクールカウンセラーは、面談活動の記録を残すことになっております。この記録は、教職員に回覧されますので、教職員は、この記録とともにスクールカウンセラーから専門的な助言を受け、その後、指導に生かすこととしております。

また、校内でのいじめ・不登校対策委員会や、学校保健委員会に参加して助言したり資料の提供をすることも、スクールカウンセラーがやります。

以上です。

No.425 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.426 ○4番(近藤善人議員)

今、委員会への参加もあるということなんですけども、スクールカウンセラー活用実績報告書というのがあるんですけど、この中で幾つかの学校では、各種委員会、会議へは、スクールカウンセラーの参加は余りされていないようなんですね。

このあたりのスケジュールの調整とか、カウンセラーさんは年間で35週ですか、1日6時間程度しかいないということで、大変難しいと思うのですが、この委員会とかに積極的に参加していただくためには、スケジュールの調整は非常に重要だと思うのですが、この辺はどうされているのでしょうか。

No.427 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.428 ○教育部長(津田 潔君)

おっしゃるとおり、スクールカウンセラー、やはり週1回35週、時間的に限られております。これは、県教育委員会から派遣されている県費のスクールカウンセラーでありますので、なかなか時間増という要望も困難でございます。

そして、小学校は先ほど栄と三崎が配置校で、よそのその他の小学校につきましては、要望に応じて、子どもたちや教職員の指導を行ったり、それから委員会に出席して助言、指導を行うという形になっております。

この辺の限られた時間を、有効に使い効果的にできる限り委員会にも参加して、各学校で助言、指導できるように、スクールカウンセラーの活用を包括的に行っていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

No.429 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.430 ○4番(近藤善人議員)

スクールカウンセラーに対応する人というのは決まっているのでしょうか。担当者というか、スクールカウンセラーの担当者。

No.431 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.432 ○教育部長(津田 潔君)

担当者といえますか、その辺の各学校の調整は、教頭がスクールカウンセラーにちょっと相談したいことがあるとか、委員会に出てほしいとか、そういう担当職員は教頭がやっております。

以上です。

No.433 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.434 ○4番(近藤善人議員)

次の質問に入ります

教職員とスクールカウンセラーの連携は、十分にされているでしょうか。

No.435 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.436 ○教育部長(津田 潔君)

スクールカウンセラーとの連携であります。教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できるよう、残された面談記録を確認したり、問題解決の中心となる生徒指導主事や、不登校対策担当者が対話したりすることに努めております。

ただ、先ほども申しあげましたように、スクールカウンセラーの配置時間が限られておりまして、担任等授業を行っている教職員と直接かかわる時間に限りがある、それが課題であるというふうに考えております。

以上です。

No.437 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.438 ○4番(近藤善人議員)

先ほどのスクールカウンセラー活用実績報告書の中でも、重点課題の問題点というところで、幾つかの学校でカウンセラーと教員の話し合う時間が足りないとあります。先ほどのスケジュール調整もあると思いますけども、有効に使うためには、年間のカウンセラーとの計画をしっかりと立てていかないといけないと思います。

では、次の質問。

スクールカウンセラーの小学校への配置拡大について、今、9校のうち2校しかいないということで、拠点校以外の対象校は非常に困っているということも聞いております。どうでしょうか。

No.439 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.440 ○教育部長(津田 潔君)

困っているというようなお話ですが、小学校へのスクールカウンセラーの拡大は、現在は先ほど申しあげましたように、9小学校のうち、栄小学校、三崎小学校をそれぞれ拠点校として、県からスクールカウンセラーが2名派遣されております。

また、市の単独費をもちまして、1名の方をフレンドひまわり、そちらのほうに1名配置しております。

拠点校以外の小学校におきましては、スクールカウンセラーとの面談希望がある場合には、拠点校と日程を調整して対応することとしております。

現在のところ、各小学校で面談の日程が調整できないような状態にあるとは言えませんが、今後も動向をよく把握して、必要があれば財政当局等々協議しつつ、その辺の増員、増時間についても研究していきたい、そのように考えております。

以上です。

No.441 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.442 ○4番(近藤善人議員)

今、困っていないということだったんですけども、何度も取り上げるのですけども、このスクールカウンセラー活用実績報告書、この中では現場の声として拠点校の栄小と三崎小以外の対象校では、拠点校と同じように取り組むことは難しかったというも出ています。

教育委員会がどの辺で、そこから困っていないみたいなことが出てきたかわかりませんが、実際現場ではそういう声があるんですね。

ですから、今すぐにでも増員とか時間増を考えていただかないと、と思いますけども、どうでしょうか。

No.443 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.444 ○教育部長(津田 潔君)

その辺のところにつきまして、一度再度調査してみたいというふうに考えております。先ほど申しましたように、増員、増時間については、一度研究させていただきたい、そのように考えております。

以上です。

No.445 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.446 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、増員、増時間するように前向きに検討をお願いします。

それでは、最後の質問です。

教育委員会において、スクールカウンセラーをどのように活用するかのビジョンや方針は明らかになっていますか。

No.447 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.448 ○教育部長(津田 潔君)

教育委員会の考えといたしまして、児童生徒や保護者との相談活動において、教職員とは異なる立場で専門性の高いスクールカウンセラーの存在意義は大きなものがある、そのように認識しております。

この考え方は、各学校にも伝えておまして、引き続き個人情報としての秘密を守りながら、教職員とスクールカウンセラーが情報を共有して指導に生かすよう、依頼しているところであります。

以上です。

No.449 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.450 ○4番(近藤善人議員)

いろいろ考えているようなんですけど、具体的にほかの学校なんですけども、カウンセラーによる校内巡回とか、学級授業づくりのヒントを得るために、授業を見てもらったりとか、あと、給食を一緒に食べてもらう。そんなこともしているカウンセラーもいるようなんですけども、この辺は豊明市ではされる予定とかどうでしょうか。

No.451 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.452 ○教育部長(津田 潔君)

おっしゃるとおり、スクールカウンセラーというのは、面談相談だけではなくて、ふだん日常的に子どもたちの学校生活を注意深く把握して、それで教職員、教師、保護者に指導、助言するという役割を持っております。

すぐ面談で得られないような、ふだんの給食を一緒に食べたりとか、放課後の休み時間で児童生徒を見たりとか、そういうことは大切な1つの役割というふうに思っております。

これは、今現在も各学校でスクールカウンセラーの方をお願いしている、そういうところでございます。

以上です。

No.453 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.454 ○4番(近藤善人議員)

十分に今のところは活用できていて、時間的に増員とか時間増が必要だと私は思っています。

これは、ちょっと最近の新聞の記事なんですけども、日進市が県立大とスクールソーシャルワーカーの実践的研究を目的に連携協定を結び、研究成果を今後の教育に生かすという記事が出ていました。このことについて、豊明市でも愛教大とのいろいろな連携をされていると思います。二番煎じになっちゃうんですけども、このような取り組みはどう捉えているのでしょうか。

No.455 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.456 ○教育部長(津田 潔君)

日進市の教育委員会が愛知県立大学との連携で、スクールソーシャルワーカーの活用研究を始めるということで承知しております。

以前に、議員からのご質問でスクールソーシャルワーカーの配置についてというご質問を受けております。豊明市としましても、まず、スクールソーシャルワーカーの人材的な人材不足といいますか、がございます。

今ご提案にありますように県の教育大学、こちらのほうと包括協定を組んでおりますので、一度相談といいますか、問い合わせをすることは、やぶさかではないかというふうに思っております。

日進市さんが、スクールソーシャルワーカーについて研究を始めるということでありますので、その内容、動向について、状況をしっかり鋭意把握して、今後、豊明市としても参考にしていきたい、そのようには考えております。

以上です。

No.457 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員。

No.458 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、お願いします。

ちょっとまとめに入らせていただきますけれども、週1日に来校するカウンセラーと、どのように連携をとったらよいのか。学校の中でスクールカウンセラーが十分に機能するためには、どのような学校システムであればよいのか。

スクールカウンセラーの活動計画を明確にし、カウンセラーが配置されてから10年ほど経過しています。10年前の不登校生徒は、中学生だけで見ると40名ほどでした。昨年度は63名、1.5倍以上になっているんですね。

スクールカウンセラーの配置というのは、いじめ、不登校の防止ということから配置されたと思うんですけども、この数字だけを見ると、なかなか活用されているのかなというのを考えてしまいます。

いじめ、不登校にはさまざまな原因があると思いますけども、特効薬がないのはわかりますけれども、学校に定着してきたスクールカウンセラーの活用の実態を明らかにして、スクールカウンセラーの教員に対するニーズ、それから、教員のスクールカウンセラーに対するニーズ、双方の立場から把握した上で、スクールカウンセラーと教員が、どのように連携していけばいいのか、児童生徒の発達、成長を支援していけるのかについて、検討をしていただきたいと思います。

子どもたちが、みずから相談室に行くことは先ほども言ったようにまれだと言われています。けさの新聞にもいじめのことが載っていましたが、ほとんどの子が経験するいじめは、大人に気づかれず、子どもは子ども同士の視線を一番気にする。苦しんでいる子が告げ口ととられず、大人に言える仕組みをつくる必要があるとありました。

子どもたちが安心して相談できる場をつくっていただくことを要望して、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

No.459 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、4番 近藤善人議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後3時16分休憩

午後3時26分再開

No.460 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 一色美智子議員、登壇にて質問を願います。

No.461 ○9番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1項目、健康マイレージについて。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などで、ポイントをためると得点を利用することができる「健康マイレージ」の取り組みが今注目をされております。

本年4月から、今後10年間の日本の健康目標を定めた「健康21」、第2次が国のほうではスタートいたしました。ここでの中心課題は健康寿命の延伸であります。

運動不足解消に向けた目標値も具体的になってまいります。市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につなげることができる。

また、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できると、今後、期待できるユニークな施策です。

「日本一健康文化都市」を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算して、公共施設利用券と交換することができる「健康マイレージ制度」を、平成19年度から全国に先駆けて実施しており、先進的な事例として、「健康日本21すこやかな生活習慣国民運動」に紹介をされております。

日々の健康づくりの実践状況をポイント化し、ためたポイントを幼稚園、保育園や小中学校などへの寄附に用いることができ、また、公共施設利用券、民間の登録サービス券と交換することができる等、これにより人づくりやまちづくりに、貢献できる制度となっております。

また、兵庫県豊岡市では、23年度から健康診断、健康講演会、健康事業、介護予防事業等に参加したり、ウォーキングの目標達成に応じて、ポイントを得ることができます。ウォーキングの目標達成がポイント化される、一定のポイントがたまったら応募して、景品と交換できると、さまざまであります。

愛知県内では、豊田市、高浜市でも行っております。今後、期待のできるユニークな施策であります。本市においても取り入れてはと考えますが、お考えを伺います。

2項目、第23回参議院議員選挙を終えて。

7月21日に参議院選挙がありました。今回の参院選では、昨年12月に発足した安倍政権が国民の審判を受ける最初の国政選挙でありました。インターネット選挙運動の解禁で、若年層の投票率アップが注目されましたが、結果は52.61%と、前回2010年を5.31%下回り、盛り上がり欠けた選挙となりました。

衆参両院で、多数派が異なる「ねじれ」が解消するかどうかにも、注目が集まった選挙でありました。

以前にも、投票率アップのための取り組み等について質問いたしましたが、今回の参議院議員選挙を無事に終え、総括と今後の取り組みについてお聞かせください。

3項目、いじめ対策について。

滋賀県大津市で起きた男子生徒の自殺事件をきっかけに、各地でいじめ問題がクローズアップされております。

こうした折に、7月10日、名古屋市のマンションで、近くに住む中学2年の男子生徒が、マンションから転落死する事件が起きました。彼はノートに自殺をほのめかす内容のほか、いじめを受けたと見られる記述を残しておりました。

直後に、担任の教諭はからかわれやすいところがあり、心配していたと述べ、自殺をああするようなことは一切していないとしています。名古屋市教育委員会と学校側は、いじめ自殺の可能性は高いとの判断を示しています。中学生の未来ある子どもたちが、みずから命を絶った重い事実には心が痛みます。絶対にあってはならないことで、こんなにつらく、悲しいことはありません。

いじめられた過去に何年も苦しんで社会に出ていけない人もおります。社会生活は人間と人間のぶつかり合いであります。そこには摩擦もあつれきも生まれてきます。そのはけ口にいじめがあるとすれば、いじめはどこにでも起こり得るとの認識に立たなくてはなりません。

大津市で起きた中学生の男子生徒のいじめ自殺事件で、第三者調査委員を務めた尾木ママこと教育評論家の尾木直樹さんは、いじめがあれば、すぐに感知できる学校づくりが求められていると指摘しております。全ての大人と子どもたちで、取り組んでいかなければならない課題であります。

そこで、本市においていじめの問題の実態と対応、今後の取り組みについて伺います。23年度とありますが、24年度に訂正をいたします。

1番、平成19年度から平成24年度までと、今年度7月現在のいじめの報告件数をお聞きいたします。

2番、平成19年度から平成24年度までと、ことし7月現在の不登校児童生徒数をお聞きいたします。

3番、現在のいじめの内容についてお聞きいたします。

4番、いじめに起因する凄惨な事件が後を絶ちません。このような現状について、教育長の認識を伺います。

5番、いじめ問題や不登校に対しての、これまでと今後の取り組みについてお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

No.462 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.463 ○健康福祉部長(原田一也君)

健康づくりや、健診に関するご質問につきましては、健康推進課と保険医療課よりご回答させていただきます。

健康推進課では、市民の健康増進の一環としまして、成人を対象とした事業としては、がん検診などの各種検診事業、健康相談、健康教育などを実施しておりますが、がん検診の受診率につきましては、相対的に愛知県の受診率よりも高い状況となっております。

また、今年度は「第2次とよあけ健康21計画」を作成しますが、国や県が目指すとおり「健康寿命を延ばす」ことを目標に掲げる予定でございます。

そのためには、議員のおっしゃるとおり、がん検診等の受診率向上や、健康づくりへの積極的な取り組みが重要となり、このことが、ひいては医療費や介護費の抑制につながるものと考えております。

より多くの市民の方々が、健康への関心を高め、行動につなげるための施策として「健康マイレージ制度」を取り入れているところといたしましては、愛知県内では豊田市や高浜市があります。

豊田市では、運動や健康教育講座への参加において、また高浜市では「福祉ボランティア活動」や、「健康づくり活動」への参加においてポイントがもらえ、いずれも公共施設等の利用券などと交換できるというものでございます。

また、保険医療課では、国民健康保険加入者を対象とした特定健診を実施しております。昨年度の特定健診の受診率は43%で、県の平均や他市よりは高い受診率となっておりますが、国が示しております平成29年度までの60%を達成することは、なかなか難しい状況となっております。

特定健診だけの取り組みになりますが、昨年度健診を受診された方に、クーポン券を配布いたしました。このクーポン券の配布は、健診の受診率アップと市内の商店の商業振興の目的を持っており、豊明市商工会の協力のもと、市内の30店舗で優待サービスが受けられるというものでございます。

しかしながら、利用者が少なかったことや、各店舗での対応などが難しかったことなどから、残念ながら今年度は実施できませんでした。

議員ご提案の、健康マイレージについてですが、藤枝市、袋井市、泉佐野市などで取り組まれていることは承知しております。健康マイレージによる健診の受診率の向上は、市民の健康増進や医療費の節約にもつながるものです。

実施に当たっては保険医療課だけでなく、また健康推進課だけでなく、横断的な取り組みが必要であると考えますので、関連のある部署と調整を図りながら研究をまいります。

いずれにしましても、議員申されますように健診率を向上させる1つのツールとして、今後検討していきたいと思っております。

終わります。

No.464 ○議長(伊藤 清議員)

伏屋行政経営部長。

No.465 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

行政経営部より、健康マイレージの取り組みと地域コミュニティーや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりへのつながりについて答弁をいたします。

健康マイレージは、多くの市民の健康づくりを推進する取り組みとしてだけではなく、地域コミュニティーや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりへの発展の可能性も、期待できるものであると感じております。

6月の定例会議でご提案いただきましたウオーキングカードとあわせて、全庁的な課題として、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

No.466 ○議長(伊藤 清議員)

石川市民生活部長。

No.467 ○市民生活部長(石川順一君)

市民生活部から、第23回参議院選挙を終えて、選挙の総括と今後の取り組みについて、ご回答申し上げます。

今回の、参議院議員通常選挙では「衆議院と参議院のねじれ問題にどう選択するか」と、国民の真意を問う選挙であると考えられました。

しかしながら、投票率は平成22年の参議院議員選挙に比べ、約5%低い55.84%でございました。県内でも同様な傾向でございました。しかしながら、投票行動として期日前投票が確実にふえてきており、全投票者のうち、期日前投票者の占める割合が25%を超え、4人に1人が期日前投票をする状況であり、今後、期日前投票所の充実が必要になると、そのように考えております。

終わります。

No.468 ○議長(伊藤 清議員)

ほかに、答弁ございませんか。

津田教育部長。

No.469 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部よりお答えいたします。

いじめ対策について、5点ご質問をいただきました。4点目は、教育長が後ほどご答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1点目、いじめの報告の件数であります。小学校では、平成19年度から24年度まで、順に35件、14件、43件、52件、22件、18件というふうになっております。

平成22年度からは、52件、22件、18件と減少傾向でありましたが、今年度は、7月までに既に16件の報告を受けております。

中学校では、平成19年度から順に118件、51件、50件、53件、47件、29件であります。昨年度は、47件から29件に若干減少したものの、ここ数年は50件前後で推移しております。今年度は、7月までに29件となっております、小学校同様に増加の兆しがあります。

2点目の、不登校児童生徒数についてお答えいたします。

小学校では、こちらも平成19年度から順に11人、18人、16人、13人、17人、16人となっております。在籍児童数約4,000人に占める割合は0.3から0.4%であります。これは、県や国の出現率とほぼ同じでございます。今年度は7月までに12人の報告がありますが、改善の兆しが見られる児童もいますので、ここ数年同じ傾向だと分析しております。

次に、中学校では、同じく平成19年度から順に65人、58人、51人、62人、67人、64人となっております。こちらも在籍生徒数約2,000名に占める割合は、3%強というふうになっております。これは県や国の出現率を、最近2年わずかに超えているという状況であります。今年度は7月までに32名であります。昨年度までと比較しますと、この時期としては10名ほど少なくなっております。

次に、3点目、現在のいじめの内容についてでございます。

小学校では、13件が経過観察中で、中学校でも14件が同じく経過観察中であります。

小学校では、物を隠す、落書きをする、これらが最も多く66%。次いで、嫌なことを言うが20%。次いで、仲間外れになる、に続いております。物を隠す、落書きなどは加害者不明のことが多くなります。

中学校では、言葉での脅し、嫌なことを言う。これが56%で最も多く、次いで、仲間外れ、たたく、蹴る、などになっております。小学校で多い、物を隠す、落書きをするは、中学校では1件のみであります。

いずれも、学校が当該児童生徒や保護者から聞き取りをした上で指導を行い、現在、経過を観察しているところでございます。

4番は飛ばしまして、5番目のいじめ問題や不登校に対して、これまでと今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、初めに、いじめに対する各学校での主な取り組みについてご紹介いたしますと、学期ごとのアンケートの実施と、その結果を踏まえての個別の教育相談、朝会での校長講話や学級での担任講話、道徳の時間に新聞記事などを活用した授業、いじめ対策委員会での共通理解と事例研究、相談電話の周知、学校新聞などによる保護者向けの相談窓口の周知、スクールカウンセラーとの連携、これらがございます。

今後も、早期発見に努め、双方や周囲から聞き取りのもと、早期解決に向けて対応し、その後、経過観察することを確認いたします。

次に、不登校に対する各学校の取り組みでございますが、存在感を感じとれる学級経営、異学年交流や部活動、クラブ活動、学校行事を通じての望ましい人間関係づくり。学期ごとのアンケートやQ-U実施と、その結果を踏まえての個別の教育相談。欠席状況の把握と家庭との連携強化、適応指導教室やスクールカウンセラーとの連携。不登校傾向の児童生徒に関する機関の紹介。保護者に対する相談と、関連する機関の紹介などがございます。

今後も、一人ひとりの児童生徒が、自尊感情を高め、学校での存在感を感じとれるような取り組みを進めるとともに、不登校の予兆となる態度や交友関係の変化を見逃さず、欠席の初期段階で、適切な対応がとれるように体制づくりを進めることを確認しております。以上です。

No.470 ○議長(伊藤 清議員)

市野教育長。

No.471 ○教育長(市野光信君)

3項目の4番、現状について私の認識をということでお答えいたします。

いじめを原因とする凄惨な事件、とりわけみずから命を絶つという、しかも子どもが、非常に議員もおっしゃるように私も悲しく、そして心が痛むものです。亡くなった子ども本人、それからそのご家族、その方々の無念さを考えますと、その無念さというのは察するに余りがあるというふうに思います。

本来、救済されるべき被害者が、みずから命を絶たなくてはいけなかったという不条理さというのは、これは打破していかなくてはいけなく、そのように思います。

弱者に寄り添う気持ち、それから相手の立場に立った行動をとるといった気遣い、それから寛容さ、そういったのをより一層高めていく必要があるというふうにも考えております。

そして、いじめというのは、人を死に追いやる力を持った有形無形の暴力であると、これは、断じて許されるものではないというふうにも思っておりますし、もし、今いじめを現にしている子がいれば、直ちにやめてもらいたい。

それから、いじめを見たり聞いたりしたような人がいれば、傍観者にならずに学校の先生やおうちの人、それから周囲の大人、友達、そういった人々に助けてあげてという声を発信してもらいたい。

それから、いじめを受けている子、そういう子がいれば、我慢せずに、恥ずかしがらずに「助けて」というように、学校の先生、周囲の大人、それから地域の人々、相談ダイヤルという手段を使って、これも同じく声を上げていただきたい。そして、死を選択するというようなことだけは、絶対やめてほしいというふうに認識し考えております。

以上です。

No.472 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問があれば挙手を願います。
一色美智子議員。

No.473 ○9番(一色美智子議員)

再質問をさせていただきます。
1項目、健康マイレージについては、前回質問させていただきました健康づくりウォーキングの延伸で今回質問をさせていただきました。
この、マイレージ事業は全国紙朝日、読売、毎日新聞等にも紹介をされております。
福岡県北九州市、佐賀県鳥栖市、埼玉県新座市等、全国的にも広がっております。将来の、超高齢社会を見据えた施策の1つだと思えます。
地域の特性を踏まえて、今後研究、検討をしっかりといただきながら、取り入れていただくよう要望をいたしておきます。
次に、2項目、第23回参議院議員選挙を終えてに移らせていただきます。
投票所の立会人の件でお聞きいたします。
立会人の決め方、決め方、人数等をお聞かせください。
また、投票所で必要な人数、1カ所の投票所で常時見えるのは何人なのかお聞かせください。

No.474 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
石川市民生活部長。

No.475 ○市民生活部長(石川順一君)

投票所の立会人につきましては、選挙管理委員会が各投票区内の選挙人の中から、2人以上5人以内を選任することになっております。また、投票所では常に2人以上が立ち会わなければならないとされております。
本市におきましては、食事や休息时间等を考慮し、投票区内の区長さんに立会人の推薦をしていただいて、各投票所において、各3人を選任しております。
終わります。

No.476 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.477 ○9番(一色美智子議員)

先回の選挙でも今回の選挙でも、投票所に行くと立会人の人数が多過ぎて、とても威圧感があり緊張してとても書けないというお話を伺ったことがあります。

選挙は、重要で重みのあるものというものは十分認識をしておりますが、少しはリラックスした雰囲気の中で投票ができるように、立会人の人数を減らすことはできないでしょうか。

また、何か対策はお考えでしょうか、お聞きいたします。

No.478 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.479 ○市民生活部長(石川順一君)

選挙を、身近に明るい雰囲気、気楽にという思いもございまして、立会人の推薦に当たりますには、半数が女性になるよう区長さんにご無理を言って依頼をしておるところでございます。

また、期日前投票所の立会人についても、成人式の実行委員会の方などを紹介いただいて、若い方や女性の方を選任するように努めております。

終わります。

No.480 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.481 ○9番(一色美智子議員)

立会人を公募できたらと考えます。

期日前投票、当日の投票も含めまして、選挙にもっと関心が持てるように、身近に感じていただくためにも、先ほどの、先日聞いたところの中にあつたんですけれども、期日前投票の立会人を、成人式の実行委員の方などを選任している、今また女性の方をということのお話も伺いました。少しでも一般の方にも、選挙に対する意識を啓発されてはと考えます。そのために、立会人を公募で決められたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

No.482 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.483 ○市民生活部長(石川順一君)

立会人を公募ではということですが、立会人は各投票区内の有権者の中から選任しなければならないため、応募の状況ですとか、地域の偏り、男女比や若い人など、そういった条件が非常に重なってまいりますと、逆に公募というのは難しいのではないかなというふうに考えております。

終わります。

No.484 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.485 ○9番(一色美智子議員)

今後の検討ということで、1つ入れていただきたいなと思いますのでお願いいたします。

次に、投票率の向上の取り組みということでお聞きいたします。

期日前投票の負担軽減のために、各世帯に送られております投票所の入場券の裏に、宣誓書を印刷されてはどうかと、過去にも私、一般質問をさせていただきました。

その後、ホームページからダウンロードができるようになりましたが、パソコンを使えない市民の高齢者の方から、期日前投票で宣誓書を書くのが非常に緊張すると、みんなが見ている中で書くのは本当に嫌だと、自宅で書ければいいのになというお声をいただいております。

6月議会の近藤千鶴議員の質問のときの回答は、はがきから封書へ世帯から個人単位での印刷になり、システム改修など費用は4倍ぐらいふえると、費用対効果を考えても事前に送ることは考えていないという答弁でありましたが、今回近隣市町を含めかなり多くの市町村で入场券と一緒に宣誓書が送られておりますが、形態はいろいろであります。本市でも今後宣誓書を一緒に送っていただきたいと思いますがいかがですか。お答えください。

No.486 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.487 ○市民生活部長(石川順一君)

期日前投票における宣誓書のことについては、過去にもご質問いただいております。送付費用やシステム改修費など一時的な費用が増大することがあり、難しいというようなご

返答を申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、現場での記入困難の方や遠方へ転出した方で宣誓書の入手が難しい方がいることは承知しております。現在選挙システムを含む基幹業務システムが、来年度中期に更新時期を迎えております。システム更新時に、入場券の様式を変更することが財政的には有効であるというふうに考えております。

また、今回の参議院選挙でも近隣市町で宣誓書を記入したと、入場券につけたという市も聞いておりますので、そういったシステム更新のときに、入場券に宣誓書を印刷する方法を導入することを考えていきたいというふうに考えております。

終わります。

No.488 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.489 ○9番(一色美智子議員)

ただいま入場券に宣誓書を印刷する方法の導入を考えていきたいのととてもいい答弁をいただきました。次の選挙は平成27年度の知事選でありますので、そのときからの導入をしていただきますようお願いをいたします。

それと、投票率のさらなる向上についてということで、さまざまな知恵を絞っていただきますように、また申請時の若い方も立会等の選任をされておりますので、また職員におかれましては、世代交代と申しますか、若い方へと仕事の引き継ぎをされていくと思います。どうか1票の重さ大切さを、ぜひお教えいただきたいなと思いますので、その辺のところをよろしくをお願いをいたします。

3項目の、いじめ対策に移らせていただきます。

先ほどの、教育長のお言葉、もっと力強く答えていただきたいなと思いました。教育長はその姿勢に敬意をあらわすとともに、今後の取り組みに期待をしたいなというふうに思っております。

先ほど、いじめの報告件数をお聞きいたしました。小学校と中学校では大きく差が出ていますが、これは年齢によっていじめの認識が違うのですか。ちょっとお聞かせください。

No.490 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.491 ○教育部長(津田 潔君)

小学校と中学校でいじめの認識が違うのかということでございますが、いじめについては文部科学省から一定の通知というものが出ております。子どもが一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的に苦痛を感じたものという定義づけで行っております。小学校と中学校でその定義が異なるというようなことはないかというふうに思っております。

以上です。

No.492 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.493 ○9番(一色美智子議員)

大津の事件後、一時的に文部科学省のいじめの相談窓口などに寄せられる相談件数がかなり増加をしたというお話を伺ったことがあります。本市において学校や教育委員会に寄せられる相談件数に、変化はあったのかお知らせください。

No.494 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.495 ○教育部長(津田 潔君)

申しわけございません。ちょっと手元に資料がございませんのではっきりお答えできませんが、いじめにつきましては、報道等社会報道で報道されておりますので、その辺のことを加味いたしますと、近年相談件数というのは、ふえる傾向にあるというのは私の認識しているところでございます。

以上です。

No.496 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.497 ○9番(一色美智子議員)

4月現在の不登校児童生徒数のうち、いじめが原因で不登校になっていると思われる児童生徒数をお聞かせください。

No.498 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.499 ○教育部長(津田 潔君)

結論から申しますと、いじめが主たる原因の不登校は現在おりません。平成 25 年7月現在の不登校児童生徒数は、小学校で 12 名、中学校で 32 名、合計 44 名になっているところであります。

これは、先ほどご紹介した数字であります。これらのうち、不登校の原因の分類で、6 つに分類しております。学校生活によるもの、非行、遊び、無気力、情緒困難、意図的、それとどれにも当てはまらない複合型、この6つに分類されまして、いじめは学校生活に分類されます。

毎月、不登校の報告が上がってまいりまして、その中で学校生活に当たるものは1件ございましたが、これは教師と生徒の人間関係がうまく築けないことによる学校生活の分類の不登校になっております。

結論から申し上げますと、先ほど申しましたようにいじめが主たる原因で不登校になっている児童生徒は現在おりません。

以上です。

No.500 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.501 ○9番(一色美智子議員)

44 名の不登校のうち、0名、いじめが原因で不登校になった児童はいないということですが、いじめられて学校に行けないというような保護者からの話も聞いたことがあります。中身はお一つずつ細かく見ていくとどうなのかなということを思います。

それでは、7月現在の不登校児童生徒のうち、適応指導室、フレンドひまわりに通級している児童生徒数をお聞かせください。

No.502 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.503 ○教育部長(津田 潔君)

今現在、中学生で4名の方がフレンドひまわりに通級しております。

以上です。

No.504 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.505 ○9番(一色美智子議員)

現在、不登校児童生徒数 44 名中、4名が通級しているということですが、あまりにも少な過ぎるのではないかなと思います。あとの 40 名の方は、登校できずに自宅にいるのかなというふうにもと思いますが、適応指導室フレンドひまわりに通える体制づくりについては、どのようにお考えですか。お聞かせください。

No.506 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.507 ○教育部長(津田 潔君)

フレンドひまわりのほうに中学生が4名、不登校は 44 名ということで、かなりの差があるわけですが、フレンドひまわりに通級するに当たりまして、各学校の担任、それと保護者、フレンドひまわりの指導員、3者によって指導を行っております。

最終的には保護者、本人が納得した形でフレンドひまわりに通級するというのが原則でありますので、その辺の話し合いというも行いながら、可能であればフレンドひまわりに通級するということでもあります。

その辺のPRといいますか、フレンドひまわりのご紹介についても、学校からもご紹介いたしますが、不登校児童生徒を持つ保護者の会、こちらのほうも教育委員会で開催しております、フレンドひまわりという学習の場もあるということでお知らせはしているところでございます。

以上です。

No.508 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.509 ○9番(一色美智子議員)

努力はされていると思うのですが、本当に1名でも多くの方が、フレンドひまわりに通えるようになるといいなと思いますので、その辺の努力のほうもよろしく願いいたします。

それでは、先の通常国会におきまして、いじめ防止対策推進法が成立をいたしました。そしてこの9月、今月末に施行されます。これは言うまでもなく、大津市で 2011 年 10 月、市立中学2年の男子生徒がいじめで自殺した事件が契機となって制定されたものでありま

す。

この法律では、いじめは単なる人間関係のトラブルだけではなく決して許されない、反社会的行為であると位置づけた点に最大の意義があります。つまり、いじめを防ぎ解決する責任が教育現場のみにとどまらず、行政や地域、家庭の大人全体で共有すべきだという強いメッセージであると思います。

具体的には、国に対し、いじめ防止基本方針の策定を求め、地方自治体に対しては、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針も策定を求めています。さらに、学校の設置者、及びその設置する学校は、講ずべきいじめの防止等に関する措置や、自殺や大けが、不登校に追いやったような重大ないじめについては、市町村長らへの報告を、学校に義務づけたのも大きな特徴であります。

そこで、伺わせていただきます。いじめ防止対策推進法は、自治体に地域いじめ基本方針を、また、学校には、学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めています。

これらへの教育委員会の認識と対応を伺います。

No.510 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.511 ○教育部長(津田 潔君)

いじめ防止対策推進法の施行によりまして、今、議員おっしゃるように、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について、国と学校には義務づけ、それで地方公共団体には努力義務というふうに定めております。これを受けまして、文部科学省は有識者会議を開きまして、基本方針を策定するということになっております。

本市の教育委員会の事務局としましては、市長部局との連携を取りつつ、文部科学省の基本方針の動向を注視しながら、対応していきたいというふうに考えております。

それと、従来から設置しております各学校には、いじめ不登校対策委員会がございます。こちらのほうも、実態に即した形で運用できるように、スクールカウンセラーや臨床心理士とも連携を深めまして、検討していかなければならない、そのように認識しております。

以上です。

No.512 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.513 ○9番(一色美智子議員)

今、検討と言われますけど、今後恐らく基本方針を策定されていくと思いますが、自治体と学校、それぞれ策定までの流れというか、どのようになっていくか、それとできたら、いつごろまでに作成されるのか、ちょっと具体的な話をお聞かせください。

No.514 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.515 ○教育部長(津田 潔君)

具体的なスケジュールというお話ですが、今現在、県教育委員会からも、どのようにするかというような通達等まだございませんので、その辺をちょっと見きわめて、スケジュール的なものは検討していきたい、そのように考えている段階でございます。

No.516 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.517 ○9番(一色美智子議員)

携帯電話やメールを使ったいじめも、急増している現実があります。今回の法律では、インターネットを通して行われる、いじめに対する対策の推進も明文化されました。

教育委員会の認識と対応は、どのようになっておりますか。

No.518 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.519 ○教育部長(津田 潔君)

携帯メール等を使ったいじめについてであります。携帯電話やスマートフォンを使った情報の機器、表面に出にくいために、把握が大変困難であるというように考えております。いじめの統計にある仲間外れ、誹謗中傷、嫌がらせといった分類の中には、少なからず携帯電話、スマートフォンを使ったものが含まれているというふうに認識しております。

また、最近では、スマートフォンによる無料アプリのライン、これは仲間外れになる怖さから、常に操作を続けるという依存症の問題も、指摘されていることは認識しております。基本的には、各ご家庭での指導の範疇と考えておるわけですが、各学校におきましても、このような携帯電話、メールに関しては、情報モラル教育の中で、通信機器業者や愛

知県の県警サイバー犯罪対策室から講師を招くなどして、メールや携帯電話の利便性と同時に、危険性についても児童生徒に指導していきたい。そのように考えているところでございます。

以上です。

No.520 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.521 ○9番(一色美智子議員)

今、情報モラル教育の話の中でという話が出たんですけども、道徳の時間で「ネットいじめひとりで悩まない」というDVDを用いた学校もあるようですが、本市ではどのような事業をされましたか。少し内容をお聞かせください。

No.522 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.523 ○教育部長(津田 潔君)

道徳の時間でDVDを使ってというお話ではありますが、申しわけありません。私もちょっとそこまで掌握してございませんので、ちょっとお答えできないかと思えます。

済みません、失礼します。

No.524 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.525 ○9番(一色美智子議員)

1回、「ネットいじめひとりで悩まない」というDVDを見ていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

教育委員会としても、さまざまな取り組みをしていただいているとは思いますが、実際に、ネットの書き込みが発覚した場合の対処、どのように対処をしているか、お聞かせください。

No.526 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.527 ○教育部長(津田 潔君)

まず、そのネットでそのような事案が発生した場合は、それぞれ双方の児童生徒、それから関係者、周りの教員を含めて、友人、関係者から聞き取り調査を行います。そして、即、削除が必要なものであれば、そういう対応をとらせていただいているところであります。その後、双方に指導を行いながら保護者の方も含め、指導をしていくということになるかと思えます。

以上です。

No.528 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.529 ○9番(一色美智子議員)

ネットの書き込みは、私たちが感じている以上に、実際はすごく多いんじゃないかなというふうに感じております。こうした事件が起こるたびに、いじめ問題もそうなんですけども、起こるたびに教員一人ひとりの子どもと丁寧に接することができるように、教員の負担軽減が問題になってまいります。

教育委員会の教員の負担軽減に対する取り組みは、どのようになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

No.530 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.531 ○教育部長(津田 潔君)

議員おっしゃるとおり、教員は非常に多忙な時間を日々行っております。いじめや不登校の解決には学校だけではなくて、家庭や地域の皆さんとの連携が必要である。そのように認識しております。どのような方法で地域の皆様にお力をかりるのか、これは今後、少し研究してみないとわかりませんが、何分いじめ、不登校ですと、個人情報を多く含んでおりますので、この辺のことは慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.532 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.533 ○9番(一色美智子議員)

地域の大人を学校に派遣ということで、教員OBや保護者等に手伝ってもらいながら、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えるために、補修学習のサポートとか出席管理、教員の授業の準備など手伝ってもらっているところもあると思いますが、本市ではどうでしょうか。

No.534 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.535 ○教育部長(津田 潔君)

現在のところ、地域の方にご協力いただいているというのは、校内の美化清掃ボランティア、読み聞かせボランティア等、そういうような形で地域の方にご参加いただいているわけでありまして、今、議員ご紹介のありましたような、授業のサポート的なものについては、今現在行っておりません。一度そういう事例をご紹介いただきましたので、その辺はちょっと調べてみたいというふうに考えております。

以上です。

No.536 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.537 ○9番(一色美智子議員)

よろしくお願いいたします。

先ほどから、スクールカウンセラーの話が出ておりましたけども、国の15カ月予算が本格的に始動いたしました。その中には、スクールカウンセラー、中学校では100%って、本市では100%派遣されておりますけれども、小学校のほうにも、約7割の公立小学校にも配置しますというのが入っておりますので、これもぜひ使っていただきたいなと思います。

昨年10月、可児市、本年6月に長野県高森町ではいじめを防止するため、市や学校、保護者など責務を明確にした子どものいじめに関する条例を策定いたしました。本市の条例についてのお考えをお聞かせください。

No.538 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.539 ○教育部長(津田 潔君)

可児市での子どものいじめの条例、大きく報道されまして、大津のいじめの事件以降、条例化されたということで注目しているところでございます。

現在のところ、本市におきましては、条例制定までの準備はしてございませんが、この可児市の状況を注意深く見ていきたい、動向について見ていきたい、そのように考えておるところでございます。

以上です。

No.540 ○議長(伊藤 清議員)

一色美智子議員。

No.541 ○9番(一色美智子議員)

条例をつくったらいじめがなくなるわけではありませんが、全国各地でいじめをなくすために取り組んでいる事例から、参考になることもたくさんあると思います。少し紹介をさせていただきます。

一つは、神奈川県藤沢市ではいじめ防止プログラムのワークショップで、いじめと聞いて何が思い浮かぶって、じゃあ加害者はどんな人と、子どもたちに研修を行い、いじめについて一人ひとりに考えさせる取り組みを行っております。

また、もう一つがNPO法人、さわやか青少年センターが行っている「ふれあいボランティアパスポート」です。このパスポートを活用している事例は、全国で90校以上ありますが、ボランティア活動を通して、またその体験を通していじめをなくす、人の痛みがわかる、いじめをなくす教育を行っております。

子どもはいじめは悪いと知っております。それだけにいじめを根絶するのは難しいことであります。肝心なのはいかに早くいじめの芽を摘み取り、深刻化を食いとめるかです。周囲にいる誰よりも教師がそのサインを、教育的敏感さでキャッチする必要があると思います。

背後に潜んでいるかもしれない貧困や虐待、障がいへの目配りも大切だと思います。いじめは、いじている側が100%悪い。いじめは基本的人権を侵害する重い罪であるという考え方を共有することが重要であると考えます。

全ての子どもたちを幸せにするいじめのないまちづくりを、学校、家庭、地域で進め目指していきたいと強く思いました。

以上で、私の一般質問を終わります。

No.542 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、9番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月3日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。
長時間ご苦労さまでした。

午後4時15分散会

copyright(c) Toyoake City.